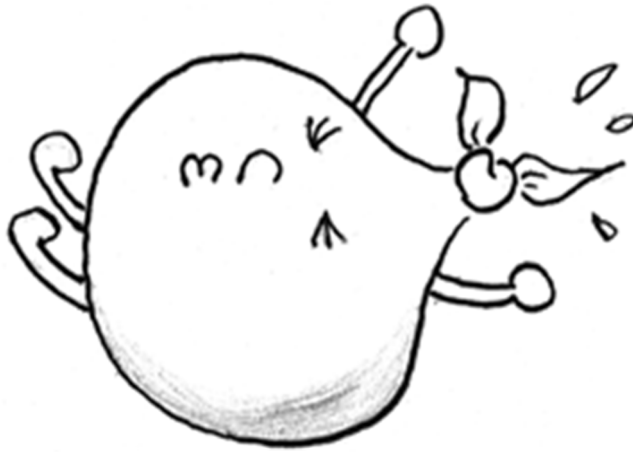


## 改訂 葉山町ごみ処理基本計画



令和6年7月見直し  
葉山町環境部環境課

# 目次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の位置付け	1
2. 上位計画等のまとめ	3
第2章 ごみ処理及び資源化の現状と課題	6
1. ごみ処理の現状	6
2. 資源化の現状	12
3. 収集・運搬及び施設の現状	16
4. 処理費の現状	18
5. 不法投棄の現状	19
6. ごみ処理に関する課題	20
第3章 計画の基本方針	23
1. 基本理念	23
2. 基本方針	24
第4章 ごみ処理基本計画	25
1. 計画目標	25
2. 目標達成に向けた主な施策	25
3. 将来推計	29
4. その他ごみの減量化・資源化に関する事項	36
第5章 適正処理計画	37
1. 分別収集・運搬計画	37
2. 中間処理計画	39
3. 最終処分計画	40
4. 施設整備に関する計画	40
5. その他のごみ処理に関し必要な事項	42
巻末資料	43
1. 用語の解説	43
2. 葉山町一般廃棄物審議会審議経過	46
3. 葉山町一般廃棄物審議会委員	47

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. 計画の位置付け

#### (1) 計画改訂の趣旨

葉山町ごみ処理基本計画（以下「本計画」と言います。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」と言います。）第6条第1項の規定に基づき、生活排水処理基本計画とともに一般廃棄物<sup>1</sup>処理基本計画を構成する基本計画として、葉山町（以下「本町」と言います。）の区域内から発生するごみ<sup>2</sup>の概ね10年程度の期間の処理等について基本的な事項を定めるもので、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間として平成29年3月に策定しました。

平成12年に制定された循環型社会<sup>3</sup>形成推進基本法は、製品等が廃棄物等になることを抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の実現を図ることとしています。

また、令和元年10月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」と言います。）が施行され、行政、事業者、消費者など様々な主体の役割が示されたほか、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっていることから、プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環法」と言います。）が施行されました。

このような状況の中、本町は、収集方法の改変や分別収集品目の細分化等の施策を実施しながら、着実にごみの減量化・資源化率を向上させています。また、鎌倉市、逗子市とのごみ処理広域連携の覚書や「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」等に基づき、相互の役割分担による連携方針のもと、平成30年度より逗子市による本町の可燃ごみ及び本町による逗子市のし尿等、令和2年度より逗子市による本町の容器包装プラスチックの中間処理を行い、令和6年度から本町での生ごみ処理を開始することで、ごみの安定処理確保が前進したものと評価するとともに、更なるごみの減量化・資源化、安定処理の確保を図るべく、広域連携を進めていくこととしています。

本計画改訂は、ごみの減量化・資源化、安定処理の確保の観点から広域連携の取組みとして実施する生ごみ資源化処理施設の設置に伴う生ごみ分別収集を令和7年3月から開始するため、計画期間、基本方針・理念の基本的事項については、そのまま継承し、計画の中間年次である令和4年度を基準にごみ量等の数値を見直し、町民・事業者・行政が一体となつてごみの資源化・減量化の更なる推進及び適正且つ安定的な処理の確保を進めていくための指針とするものです。

一般廃棄物<sup>1</sup>  
 廃棄物のうち産業廃棄物を除くものをいい、ここではごみ、し尿、浄化槽汚泥、生活雑排水のことをいいます。廃棄物の分類については巻末資料 1 を参照してください。

ごみ<sup>2</sup>  
 本計画における「ごみ」とは、一般廃棄物のうちし尿、浄化槽汚泥、生活雑排水を除くものをいいます。

循環型社会<sup>3</sup>  
 環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会のことをいいます。

## (2) 計画の位置付け

本計画は、第四次葉山町総合計画に則し、葉山町環境基本計画等の関連計画との整合性を図りつつ策定しています。

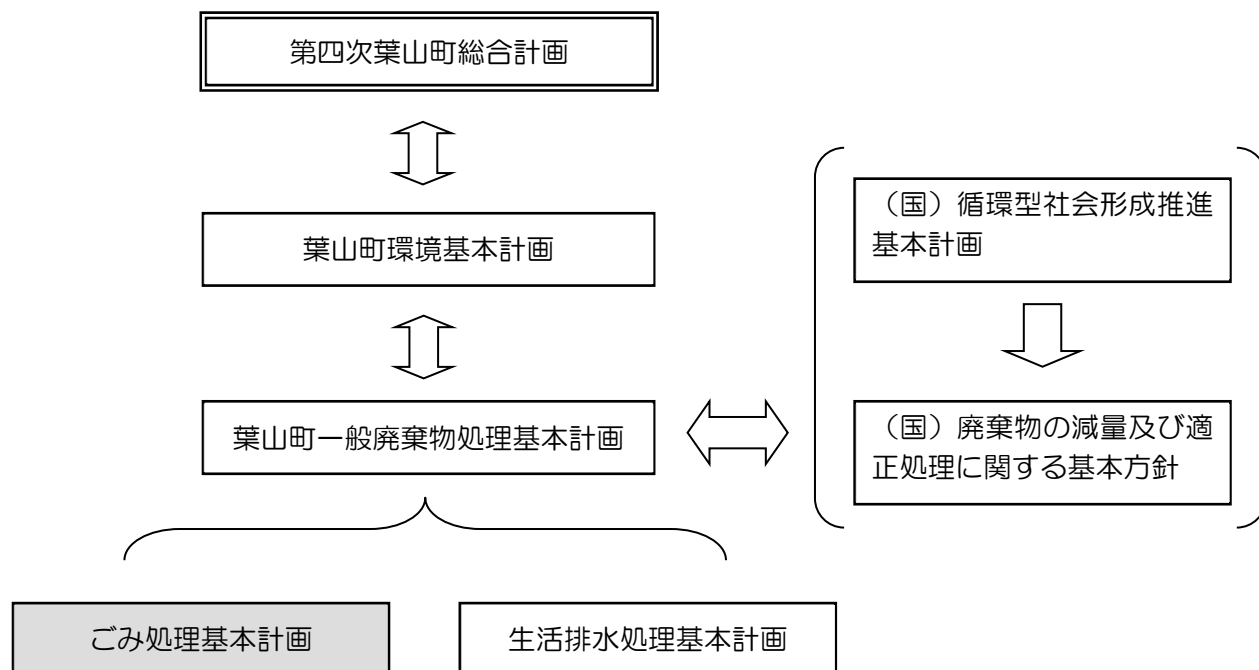


図 1-1-1 計画の位置付け

## (3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 29 年度を初年度とし、令和 8 年度までの 10 年間を計画期間とします。

なお、計画期間中、ごみ処理広域化の進展や社会情勢等に大きな変化等があった場合については、適宜見直しを図るなど柔軟に対応していきます。

## 2. 上位計画等のまとめ

## (1) 葉山町総合計画

表 1-2-1 葉山町総合計画の概要

計画の名称：第四次葉山町総合計画	
目標年次	令和6（2024）年度
将来像	美しい海とみどりに 笑顔あふれる ころろ温かな ふるさと 葉山
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもの豊かな自己実現力（生きる力）をはぐくんでいるまち</li> <li>2. だれもがいつでも学べ、交流し、心身ともに豊かに暮らしているまち</li> <li>3. 子どもが健やかに育ち、安心して子育てができていくまち</li> <li>4. 一人ひとりが大切にされ、自立し、健康で生き生きと暮らしているまち</li> <li>5. 豊かな自然に囲まれた中で、環境に配慮しながら、安全で快適に暮らしているまち</li> <li>6. だれもが生命と財産を守られ、安全で安心して暮らしているまち</li> <li>7. だれもが住みやすく、暮らしやすい環境が整っているまち</li> <li>8. 地域が元気や活力にあふれ、生き生きとしているまち</li> <li>9. 地域の魅力が住んでいる人や訪れる人を惹きつけているまち</li> <li>10. 町民と行政の中にお互いを支えあう関係や情報の連携ができていくまち</li> <li>11. 町民の満足・納得度の高い行政サービスを常に提供しているまち</li> </ol>
廃棄物に関する基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ゼロ・ウェイストの理念のもと、町民との協働による啓発活動や、きめ細かな戸別収集などにより、ごみの資源化・減量化を推進します。</li> <li>・一般廃棄物の処理については、今後も安定的かつ効率的な処理を行います。</li> </ul>

## (2) 葉山町環境基本計画

表 1-2-2 葉山町環境基本計画の概要

計画の名称：葉山町環境基本計画	
目標年次	令和 12（2030）年度
将来像	地球上の人々と共生する持続可能な社会に向けて、豊かな自然と調和した安全で快適な生活を実現するまち
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 脱炭素社会の実現に向け省エネ・再エネに取り組むまちづくり</li> <li>2. 人と自然が調和する健全な自然環境の保全</li> <li>3. 健康に暮らせる良好な生活環境の保全と、潤いと安らぎのある快適な環境づくり</li> <li>4. ゼロ・ウェイスト社会を目指す循環型のまちづくり</li> <li>5. 様々な主体が学びあい、協働で進める環境保全</li> </ol>
廃棄物に関する基本方針	ゼロ・ウェイストの推進、資源・ごみの適正な処理

### (3) 国・神奈川県 of 減量化計画

#### ア. 国の方針

国は、平成 30 年 6 月に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」の中で、経済的側面、社会的側面との統合を含めた「持続可能な社会づくりとの統合的取組」について将来像を描き、「ライフサイクル全体での徹底的な資源循環」や「適正処理の更なる推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」など 7 つの方向性ごとに取組みや数値目標が示されました。

また、令和元年 10 月に施行された食品ロス削減推進法において、令和 2 年 3 月に示された基本方針では、家庭系及び事業系の食品ロスを 2000 年度比で 2030 年度までに半減させることを目指すとともに、令和 4 年 4 月に施行された「プラスチック資源循環法」では、プラスチックの資源循環を促進し、プラスチックごみを減らすことで持続可能な社会を実現することを目的とし、「環境配慮設計指針の策定」や「ワンウェイプラスチックの使用の合理化」、「市区町村の分別収集、再商品化の促進」等、5 つの具体的な措置により推進することとしています。

このような社会の実現に向け、資源物等を除いた一般廃棄物の減量化の取組み指標を表 1-2-3 のとおり示しています。

表 1-2-3 一般廃棄物の減量化取組指標

	令和 7 年度
ひとり 1 日あたりのごみ排出量	850 グラム
ひとり 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 * 集団回収・資源ごみを除く	440 グラム
事業系一般廃棄物 <sup>*</sup> 排出量	1,100 万トン

また、平成 30 年 6 月に閣議決定された「廃棄物処理施設整備計画」においても、表 1-2-4 のとおり目標及び指標を示しています。

表 1-2-4 廃棄物処理施設整備計画における目標及び指標

目 標	ごみの発生量を減らし、適正な循環的利用を推進するとともに、減量効果の高い処理を行い、最終処分量を削減し、着実に最終処分を実施する。
指 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ごみのリサイクル率 21% (H29 年度見込み) → 27% (R4 年度)</li> <li>● 一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成 29 年度の水準 (20 年分) を維持する。</li> </ul>

## イ. 県の方針

県では、令和6年3月に改定された「神奈川県環境型社会づくり計画」において、前計画から引き続き、すべてのものが資源として循環することによって「廃棄物」をゼロにする「廃棄物ゼロ社会」を目指す循環型社会の形成を理念として掲げ、排出量及び最終処分<sup>※</sup>量の削減と再生利用の推進について表 1-2-5 のとおり目標値を定めています。

表 1-2-5 一般廃棄物の目標値 (単位：千トン)

	2019 (R1) 年度	2030 (R12) 年度
排出量	2,857 (基準)	2,678 (約6%削減)
再生利用量	690 (基準)	750 (約9%増加)
減量化量	1,930 (基準)	1,714 (約11%削減)
最終処分量	236 (基準)	214 (約10%削減)

## 第2章 ごみ処理及び資源化の現状と課題

## 1. ごみ処理の現状

## (1) ごみ処理の沿革

本町におけるごみ処理の沿革は、以下の表 2-1-1 に示すとおりです。

表 2-1-1 ごみ処理の沿革

年次	収集関連	処理関連	その他
昭和 40 代	鉄製のごみ収集用ボックス「グリーンボックス」が町内各所に設置され、クレーン付トラックでの収集が行われた		
昭和 44		ごみ焼却場が堀内地内に再建設される（処理能力 20 トン/日）	
昭和 52	ごみ収集に巻込車を導入	現在使用している葉山町クリーンセンター（当時名称葉山町清掃センター）が建設される（処理能力 40 トン/日）	
昭和 53		不燃物処理施設完成（破碎 10 t /5h）（圧縮 12.5 t /5h）	
昭和 58		焼却処理施設に排ガス浄化のための「電気集塵機」を設置	
昭和 59	乾電池の分別収集開始		
平成 3	集団資源回収による古紙類の資源化開始 牛乳パック等の拠点回収		
平成 4			リサイクル掲示板設置
平成 7	ペットボトルの分別開始		
平成 9	黒色ごみ袋の使用禁止		ごみ減量化等推進員、コンポストアドバイザー設置
平成 11	プラスチックごみの分別収集開始		家庭用生ごみ処理機補助開始
平成 12	ガラスびんの分別収集開始		
平成 13	ネットボックスを採用 リサイクル法家電の分別開始	ペットボトル減容機設置（処理能力 100kg/h）	
平成 14	ミックスペーパー分別収集開始 粗大ごみ有料化	焼却処理施設に排ガスの高度処理施設「バグフィルター」設置（処理ガス量 22,500N m <sup>3</sup> /h×2 系列）	
平成 18	容器包装プラスチック分別収集開始	容器包装プラスチック保管施設建設（容積約 138 m <sup>3</sup> ）	
平成 20	事業系植木剪定枝資源化本格開始		
平成 21			生ごみ処理容器窓口販売開始
平成 22	モデル地区で戸別収集開始	焼却処理施設の停止	
平成 24	家庭系植木剪定枝資源化本格開始 先行地区で戸別収集開始		
平成 26	全町区域で戸別収集及び資源ステーション回収開始		
平成 28		鎌倉市・逗子市との 2 市 1 町ごみ処理広域化に関する覚書の締結	
平成 30		可燃ごみ及びし尿等の共同処理開始（可燃⇒逗子、し尿等⇒葉山）	

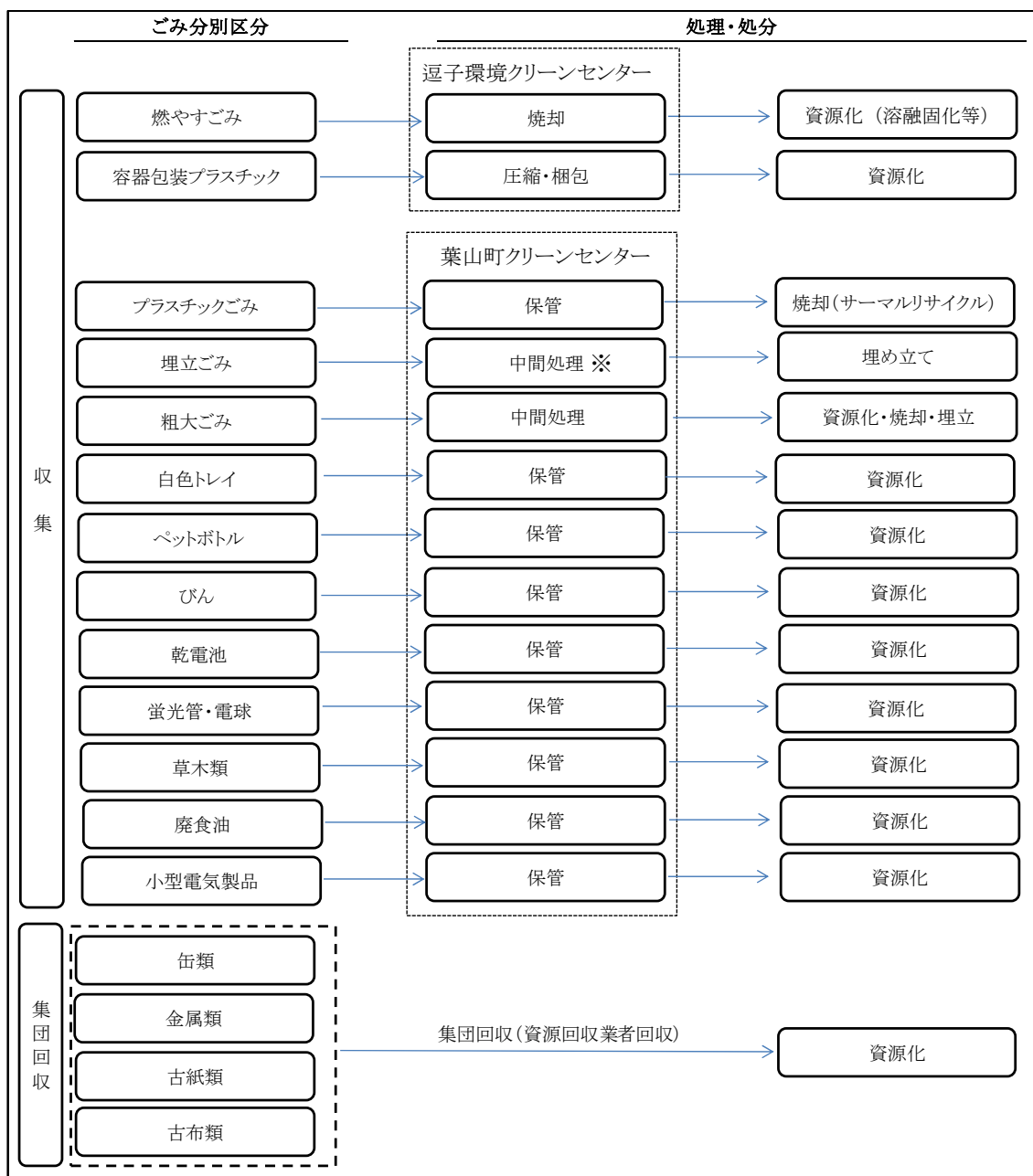


令和1		容器包装プラスチックの事務委託により逗子市で処理開始	
令和2		2市1町広域化実施計画策定	
令和3	粗大ごみ収集業務委託の開始 スプレー缶・カセットボンベ・ライターの分別収集開始	クリーンセンター再整備工事開始	
令和4		クリーンセンター再整備工事着手	
令和5		逗子市と生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託締結	

(2) ごみと資源物の処理の流れ

本町におけるごみと資源物の処理の流れは、以下の図2-1-1に示すとおりです。

図2-1-1 ごみと資源物の流れ



## (3) ごみ量の推移

過去5年間の計画収集量<sup>5</sup>の推移は表2-1-2のとおりです。

表2-1-2 ごみと資源物量の推移

(単位：トン)

		H29	H30	R1	R2	R3	
人口(人)		31,964	31,858	31,683	31,665	31,667	
世帯(世帯)		12,647	12,687	12,713	12,932	13,029	
可燃ごみ	収集	4,015	3,951	4,098	4,313	4,118	
	直接搬入	1,844	1,635	1,497	1,195	1,316	
	計	5,859	5,586	5,595	5,508	5,434	
不燃ごみ	収集	132	135	133	157	110	
	直接搬入	42	31	69	43	27	
	計	174	166	202	200	137	
プラスチックごみ	収集	201	196	207	236	202	
	直接搬入	47	33	52	39	32	
	計	248	229	259	275	234	
粗大ごみ	収集	83	91	98	118	27	
	直接搬入	271	303	355	280	261	
	計	354	394	453	398	288	
資源物	古紙	収集	0	0	0	0	0
		直接搬入	61	60	62	47	30
		計	61	60	62	47	30
	植木剪定枝	収集	1,156	1,096	1,242	1,251	1,078
		直接搬入	743	701	794	800	689
		計	1,899	1,797	2,036	2,051	1,767
	ミックスペーパー	収集/直接搬入	14	12	13	10	7
	紙パック	収集/直接搬入	1	1	1	1	1
	白トレイ	収集/直接搬入	3	3	3	3	3
	ガラスびん	収集/直接搬入	321	294	304	336	333
	乾電池	収集/直接搬入	10	10	11	11	11
	容器包装プラスチック	収集/直接搬入	590	580	575	615	604
	ペットボトル	収集/直接搬入	92	97	98	100	102
	廃食用油	収集/直接搬入	10	9	10	13	11
	ガラス・陶磁器	収集/直接搬入					48
	古布	収集/直接搬入	22	23	26	21	16
	資源物収集合計		2,182	2,089	2,243	2,329	2,190
	資源物直接搬入合計		841	797	896	879	743
	リサイクル法廃家電		0	0	0	0	0
	資源物合計(回収量)		3,023	2,886	3,139	3,208	2,933
収集量合計		6,613	6,462	6,779	7,153	6,647	
直接搬入量合計		3,045	2,799	2,869	2,436	2,379	
リサイクル法廃家電		0	0	0	0	0	
総合計		9,658	9,261	9,648	9,589	9,026	
ひとりあたり排出量(g/人日)		827.8	796.4	834.3	827.4	780.9	

※表2-1-2は、行政収集及びクリーンセンターへの直接搬入によるごみ量であり、集団資源回収分は除きます。

計画収集量<sup>5</sup>とは、行政が計画的に行う収集及び受入れを実施したごみの量で、クリーンセンターに入ってきたごみの量となります。これに集団資源回収による実績を合わせると、葉山町のごみ総排出量となります。

表 2-1-2 を収集と直接搬入の区分にグラフに表すと、図 2-1-2 のとおりとなります。

平成 29 年以降の収集と直接搬入量は、概ね横ばいの推移となっています。

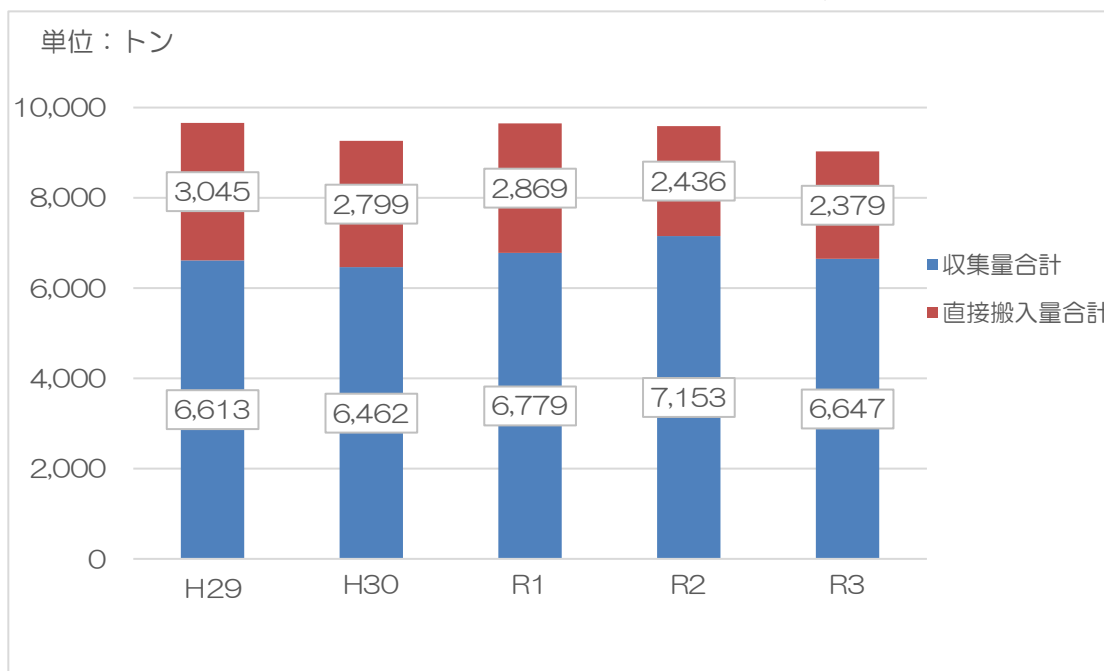


図 2-1-2 収集及び直接搬入量の推移

計画収集量を人口と年間日数で割ったひとり 1 日あたりのごみの排出量（以下「原単位」と言います。）は、図 2-1-3 のとおりです。概ね横ばいの推移となっています。

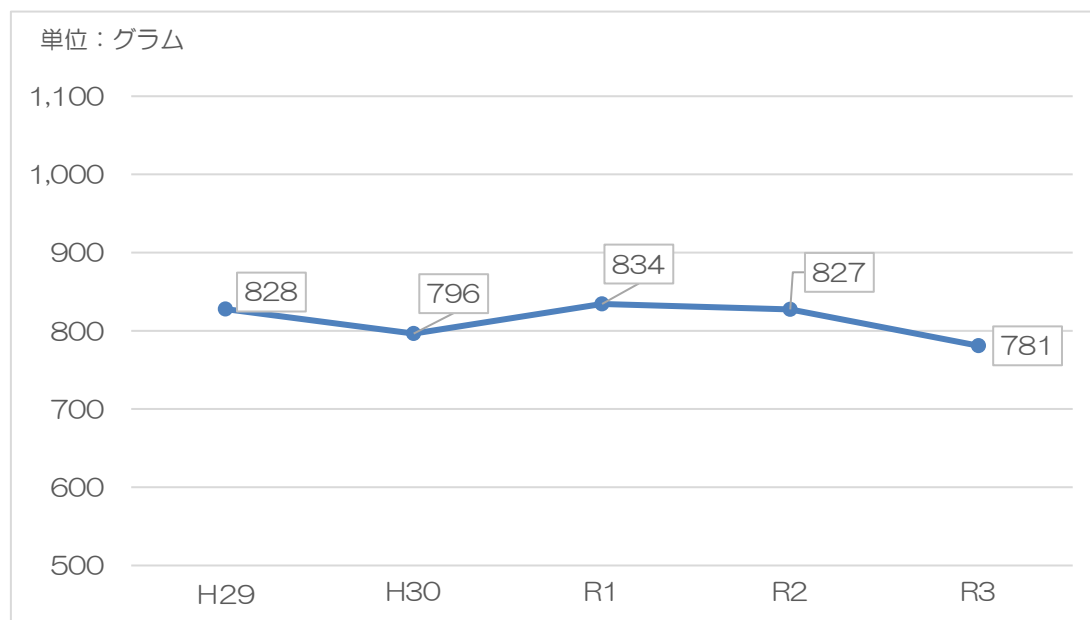


図 2-1-3 ひとり 1 日あたり排出量

(4) ごみの性状

本町では、ごみの性状を詳細に把握するため、ごみのサンプルを発生源で無作為に抽出し、ごみ袋の中に何がどれ位、どのような状態に入っているか等のごみの組成調査・分析を行い、資源化・減量化施策検討の基礎としています。分析結果からは、混入物の分別の強化や代替処理の推進等によって、更なるごみの減量化・資源化の可能性が示唆されます。

ア. 家庭系燃やすごみ

家庭系燃やすごみのうち、生ごみが44.8%、紙おむつ等が8.0%となっています。資源化可能な紙類は6.4%含まれています。これらについては、ミックスペーパーやメモ紙などが多く見られました。

(調査時期：令和3年9月、令和4年2月／抽出量：約902.5kg)

\*単独で出された植木剪定枝は除く。

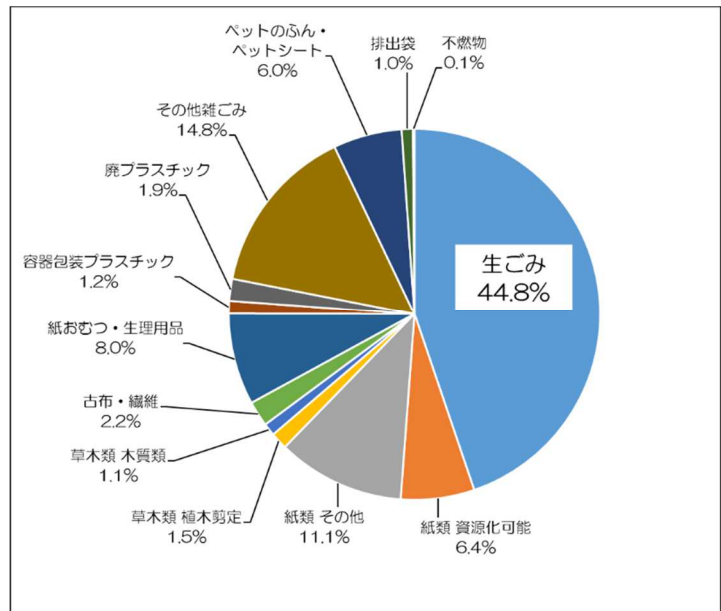


図 2-1-4 家庭系燃やすごみ (湿ベース)

令和3年度における一般家庭から収集された燃やすごみは約4,118トンでしたので、組成分析割合による生ごみの量は約1,844トンということになります。これを一世帯一日当りに換算すると約387グラムとなります。

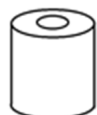
お茶碗1杯のご飯の量が約130グラム\*とすると、一世帯当り毎日お茶碗約3杯分のご飯を食べずにそのまま捨てている計算となります。

一世帯一日あたり



ご飯約3杯分

また、組成分析割合による資源可能な紙は約263トン含まれていることになり、トイレットペーパー1ロールを150グラムとした場合、約1,753,000ロールに相当します。諸説ありますが、日本人ひとりが1年間使用するトイレットペーパーを46ロールと仮定すると、葉山町の全世帯が約1年弱使用するトイレットペーパーに相当する再生可能紙をごみとして焼却してしまったこととなります。



× トイレットペーパー 約1,753,000ロール分

\*「お茶碗1杯のご飯の量約130グラム」は消費者庁食品ロス対策から引用しています。

イ. 事業系燃やすごみ

事業系燃やすごみのうち、生ごみが29.6%、未開封の食品が2.4%と大きな割合を占めています。資源化可能な紙は2.4%含まれていました。また、本来、産業廃棄物として処理されるべき廃プラスチックの混入も9.5%見られました。  
 (調査時期：令和3年9月／抽出量約782kg 小売店、飲食店、その他の業種調査の総合)

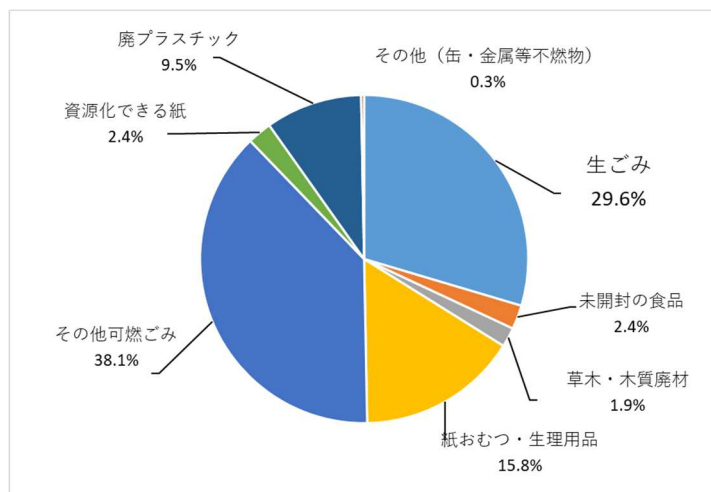


図 2-1-5 事業系燃やすごみ (湿ベース)

令和3年度に処理をした事業系燃やすごみの総量は約1,206トンでしたので、組成分析比率による未開封食品を含む生ごみの量は、約386トンとなります。その内、売残りや使いきれず手付かずのまま捨てられていた未開封食品は、約29トンに及びます。

葉山町から発生した29トンの未開封食品は…



コンビニおにぎり\*

約26万3千個に相当します。

※コンビニおにぎり 1個当り 110グラムで算定

## 2. 資源化の現状

## (1) 処理量の推移

本町における焼却、埋立て、資源化の過去5年間の推移は、表2-2-1のとおりです。令和3年度の燃やすごみとプラスチックごみを合わせた焼却量は約5,784トンで、焼却率は約53.8%です。また、集団資源回収を含めた資源化量は約5,441トンで、資源化率は約50.6%となります。

※燃やすごみ焼却後に発生する焼却灰を溶融固化等により資源化しているため、焼却率と資源化率の合計が100%を超えています。

表2-2-1 処理量の推移

(単位：トン)

		H29	H30	R1	R2	R3
ごみ	可燃ごみ	5,885	5,608	5,637	5,560	5,464
	プラスチックごみ	357	317	399	379	320
	焼却ごみ計(①)	6,242	5,925	6,036	5,939	5,784
	埋立ごみ(②)	139	137	168	168	62
資源	植木剪定枝	1,889	1,797	2,018	2,033	1,750
	容器包装プラスチック	562	580	549	576	571
	白色トレイ	3	3	3	3	3
	新聞	6	4	3	3	2
	雑誌	32	32	35	25	16
	段ボール	23	24	24	19	12
	紙パック	1	1	1	1	1
	ミックスペーパー	14	12	13	10	7
	ペットボトル	92	97	98	100	102
	ガラスびん	321	294	304	336	333
	ガラス・陶磁器類					48
	アルミ缶	1	1	5	4	3
	スチール缶	1	5	0	3	1
	プレス干地	49	47	66	50	8
	鉄くず	24	30	27	28	72
	不燃残渣※中間処理後資源化	1	0	0	0	0
	布団	20	19	21	21	19
	廃食油	10	9	10	13	11
	古布	22	23	26	21	16
	リサイクル法家電	0	0	0	0	0
その他廃家電	58	66	73	85	65	
木くず	134	141	154	137	126	
資源化量小計(③)	3,263	3,185	3,430	3,468	3,166	
その他(乾電池・蛍光管)(④)	14	14	14	14	14	
合計(ト) (⑤=①~④)	9,658	9,261	9,648	9,589	9,026	
資源	集団資源回収量(⑥)	1,799	1,753	1,806	1,822	1,726
	焼却残渣※資源化量(⑦)	0	535	531	543	535
資源化量(⑧=③+④+⑥+⑦)		5,076	5,487	5,781	5,847	5,441
総排出量(⑨=⑤+⑥)		11,457	11,014	11,454	11,411	10,752
焼却率(①/⑨)		54.5%	53.8%	52.7%	52.0%	53.8%
資源化率(⑧/⑨)		44.3%	49.8%	50.5%	51.2%	50.6%

※「その他」は、神奈川県区分によります。

## (2) 集団資源回収の現状

平成26年6月の戸別収集導入とあわせ、紙類、金属類、布類においては、これまでの行政による収集を廃止し、町内会・自治会を単位で自主回収に取り組む集団資源回収へ全町移行しました。町は、集団資源回収を維持するため、各種協力や調整を行うとともに、回収実績に応じ奨励金を拠出しています。集団資源回収における収集量の推移は図2-2-1のとおりです。

○実施団体数：28団体（全町内会、自治会）

○対象品目：アルミ缶・スチール缶・金属製調理器具・その他金属・紙パック・ミックスペーパー・新聞・雑誌・ダンボール・古布・衣類

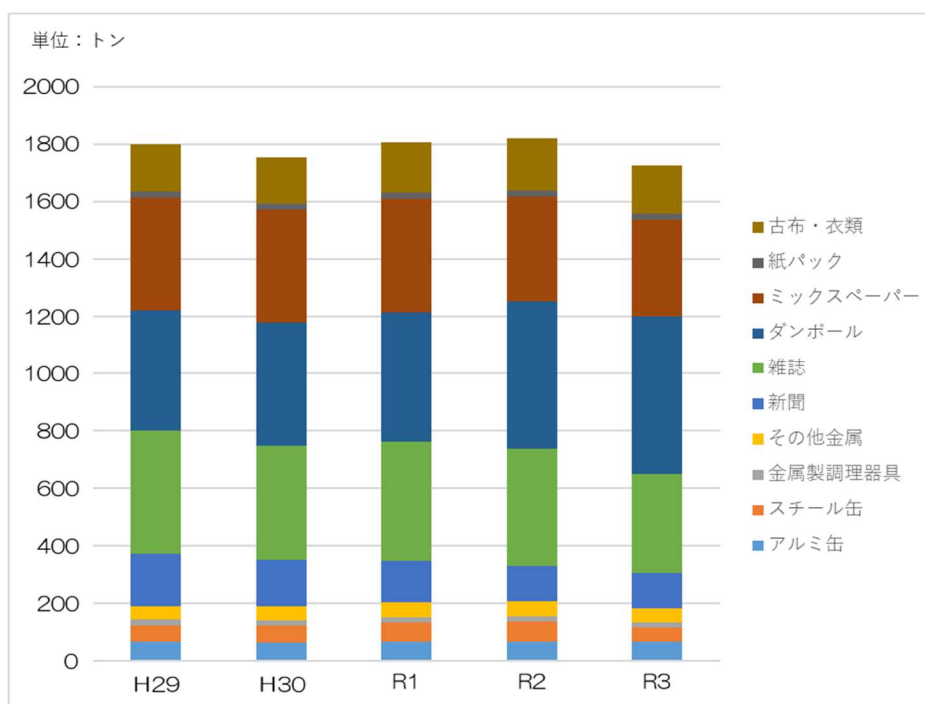


図 2-2-1 集団資源回収収集量推移

## (3) 生ごみ自家処理の普及

燃やすごみに占める割合が多い生ごみの減量化を進めるため、生ごみ自家処理機等の普及を強力推進しています。平成2年度から20年度まで実施したコンポスターの無償貸与制度を土台とし、平成11年度からは電動生ごみ自家処理機等の購入補助を開始、平成21年度には、対象機種を増やした割引販売を開始し、手動式生ごみ自家処理容器の200世帯モニター事業、公募によるモデル地区での集中的な普及など重層的な取組みにより、使いやすい生ごみ自家処理機等の普及に努めています。町民の考案によるバクテリア de キエーロ、ベランダ de キエーロは、商品化され、町外にも使用者が増えています。また、利用者に対しては、適切に継続して利用できるよう、自宅訪問等によるアフターフォローも実施しています。



バクテリア de キエーロ

表 2-2-2 各種生ごみ自家処理機等の普及台数

年度	地上式コンポスター	埋込式コンポスター	EM/バケツ	バクテリアdeキエーロ	キエーロスリム	ペランダdeキエーロ	ペランダミニ	手動式生ごみ処理機	電動生ごみ処理機	計
H2~19	2,354	725	0	0	-	0	-	0	402	3,481
H20	101	0	0	0	-	0	-	0	24	125
H21	133	62	153	169	-	0	-	353	40	910
H22	52	42	41	131	-	55	-	49	27	397
H23	55	21	24.5	118	-	229	-	21	16	484.5
H24	43	9.5	24	79	-	196	-	5	12	368.5
H25	47	8	16	47	-	163	-	2	14	297
H26	65	9.5	22	53	-	153	-	3	16	321.5
H27	33	1.5	13.5	26	-	96	-	2	9	181
H28	14	6.5	14.5	26	-	40	-	2	9	112
H29	148	3	10.5	42	-	121	-	0	6	330.5
H30	22	0	9.5	15	18	19	21	2	7	113.5
R1	17	4	2	17	18	30	24	3	10	125
R2	24	1.5	4	27	24	39	28	0	36	183.5
R3	15	2	7.5	28	30	29	28	0	30	169.5
計	3,123	895.5	342	778	90	1170	101	442	658	7,600

※埋込式コンポスター、EMバケツは2個1セットで1つとカウントしています。

#### (4) 再使用（リユース）の促進

##### ①葉山リサイクル

町内におけるリユース促進の一環として、不用品交換による再使用の促進を目的とするリサイクル掲示板「葉山リサイクル」を設置しています。平成20年度にオンライン化を行い、町ホームページから利用できるようにしたことで、さらに利用が進んでいます。

表 2-2-3 リサイクル掲示板の利用推移

(件)

	ゆずります		ゆずってください		計		
	掲載	成立	掲載	成立	掲載	成立	成立率
H29	194	139	33	11	227	150	66.1%
H30	260	183	36	10	296	193	65.2%
R1	202	139	25	6	227	145	63.9%
R2	204	141	27	1	231	142	61.5%
R3	250	172	20	7	270	179	66.3%



## ②くるくる市

くるくる市は、環境省の「平成25年度市町村における使用済製品リユースモデル事業」としてスタートし、衣類や生活雑貨等を無料で持込み、必要なものを無料で持帰ることができるリユース体験イベントとして、町民ボランティアと協働で実施しています。また、民間リユース事業者とも連携し、持帰りの無かった製品についても可能な限りリユースを行っています。これまでの町民リユースの実績は表2-2-4のとおりです。

表2-2-4 くるくる市町民リユース実績

(単位：kg)

	衣類	本・CD・DVD	靴・バッグ	おもちゃ等	食器・日用品	合計
平成25年度（3回）	750	355	119	86.4	1,189	2,499.4
平成26年度（2回）	856.8	246	96.8	141.9	870.6	2,212.1
平成27年度（2回）	946.7	313.9	92.2	176.0	1,097.4	2,626.2
平成28年度（2回）	1,357.2	291.5	194.6	178.5	1,402.3	3,424.1
平成29年度（2回）	1,700.1	269.3	231.3	227.5	1,126.2	3,554.4
平成30年度（2回）	1,502.2	332.1	213.4	227.5	1,525.2	3,800.4
令和元年度（1回）	913.7	169.2	117.3	98.6	666.6	1,965.4
令和2年度（中止）	-	-	-	-	-	-
令和3年度（中止）	-	-	-	-	-	-

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和元年度（下半期）から令和3年度にかけては中止。

令和4年度は、試行的にリユース市を開催。

## 3. 収集・運搬及び施設の現状

## (1) 収集・運搬の現状

本町が実施する収集・運搬の概要は、表 2-3-1 に示すとおりです。また、資源ステーションまでごみを運ぶのが困難な高齢者世帯などを対象に、戸別の「ふれあい収集」を福祉施策として実施しています。

また、粗大ごみについては、作業員の手作業により収集・解体・選別を実施してきましたが、処理効率の観点から、令和3年8月から民間業者に委託しました。

表 2-3-1 収集・運搬の現状

分別区分	主体	収集方法	ｽｰｼﾞョﾝ数 (箇所)	収集頻度 (回)	収集車両	排出方法	
家庭系ごみ	燃やすごみ	直営	戸別	—	週 2	パッカー車	透明・半透明の袋
	容器包装プラスチック	直営	戸別	—	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	プラスチックごみ	直営	戸別	—	月 1	パッカー車	透明・半透明の袋
	粗大ごみ	委託	戸別/直接搬入	—	随時申込/搬入	平ボディ車	—
	透明びん	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	茶色びん	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	その他の色のびん	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	白色トレイ	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	コンテナに入れる
	ペットボトル	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	パッカー車	コンテナに入れる
	廃食用油	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 2	平ボディ車	フタ付き容器に入れる
	埋立ごみ	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 1	平ボディ車	コンテナに入れる
	小型電気製品	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 1	平ボディ車	コンテナに入れる
	蛍光管・電球	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 1	平ボディ車	コンテナに入れる
	乾電池	委託	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	月 1	平ボディ車	コンテナに入れる
	草木類	直営	ｽｰｼﾞョﾝ	約 500	週 1	パッカー車	透明・半透明の袋
事業系一般廃棄物	事業者による自己搬入 または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託					手数料 25 円/kg	

※集団資源回収による品目は除きます。

## (2) 葉山町クリーンセンター整備状況

葉山町クリーンセンターは、ごみ焼却施設、不燃物処理施設、し尿焼却施設及び事務所棟で構成され、その他容器包装プラスチック、びん類、プラスチックごみ、植木剪定枝等のストックヤード\*が配置されていましたが、し尿処理（焼却）施設については、し尿等の公共下水道への投入処理を平成26年度から開始したことにより休止、ごみ焼却施設は、老朽化及びクリーンセンター放流水から基準値を超えるダイオキシン類\*が検出されたことにより平成22年度に停止したことから、民間委託にて焼却処理を行っていましたが、平成30年度から地方自治法上の事務委託により逗子市の焼却施設での処理に移行しています。また、不燃物処理施設については、平成26年度から集団資源回収により金属類等の処理量が大幅に削減されたことや施設の老朽化に伴い、新たな更新は行わず、同施設で作業員が手作業により解体等を行っていた粗大ごみについては、サービスの向上や業務改善を図ること等を目的に、令和3年度から民間委託に移行しています。

このような施設使用の変化や逗子市と葉山町との共同処理、また現在使用している各ストックヤード等の効率的な配置等を見直す背景から、令和2年8月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」等に基づき、逗子市と葉山町との共同処理施設として、本町の既設施設を全て解体撤去し、事業区域全体の造成及び生ごみ資源化処理施設やサテライトセンター（可燃ごみ中継施設）等の新施設建設等を行う再整備工事を令和3年度から令和6年度にかけて実施しています。

#### 4. 処理費の現状

過去5年間のごみ処理費の実績は表2-4-1のとおりです。ごみ焼却施設を休止し、平成23年度より全量民間施設への委託処理へ切替えました。その後、戸別収集の導入等によりごみの減量化が進んだことや、処理効率を向上させたことにより、ごみ処理費を削減し、近年の総ごみ処理費は7億円前半となっています。

表2-4-1 過去5年間のごみ処理費実績

(単位：千円)

	処理及び維持管理費			建設改良費	その他	総額	1トンあたり 処理費(円)	ひとりあたり 処理費(円)
	収集運搬費	中間処理費	最終処分費					
平成29年度	286,524	389,172	0	0	0	675,696	69,962	21,139
平成30年度	291,291	327,112	0	24,897	0	643,300	66,775	19,411
令和元年度	291,710	343,495	0	25,829	77,444	738,478	73,865	22,493
令和2年度	293,485	329,617	0	1,231	73,973	698,306	72,695	22,014
令和3年度	344,741	298,971	0	101,542	72,361	817,615	79,334	22,640

(『神奈川県 一般廃棄物処理事業の概要』)

※1トンあたり及びひとりあたりの処理費は県の算出方法によります。

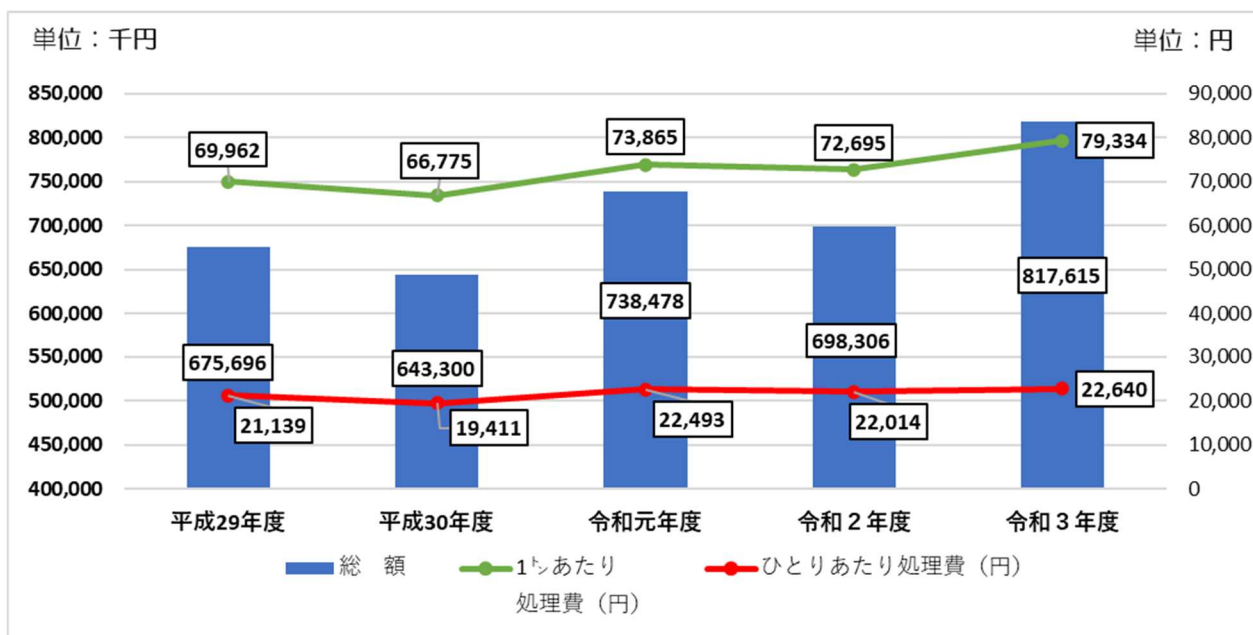


図2-4-1 ごみ処理費の総額・1トンあたり処理費・ひとりあたり処理費

処理費の内訳を目的別にみると、図 2-4-2 のようになります。ごみ処理に係る費用や、ごみの収集等を直営で実施していることから、人件費が大きな割合を占めます。人件費が固定費化されていることから、ごみが減量されることによって1トンあたりの処理費は上昇することになります。

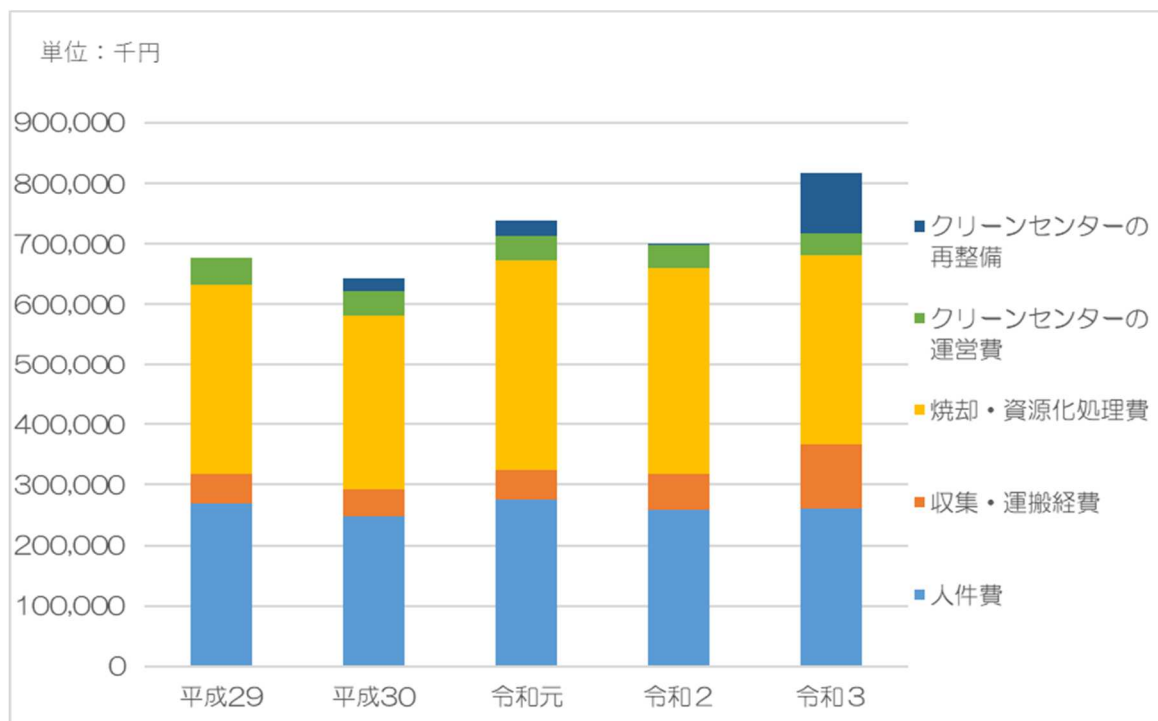


図 2-4-2 目的別処理費の推移

## 5. 不法投棄の現状

本町で発生する不法投棄の発生件数の推移は表 2-5-1 のとおりです。投棄物の内容は、自転車や廃家電など小規模なものにとどまっており、また、発生件数は近隣自治体と比べ少ない状況です。

表 2-5-1 不法投棄の発生件数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	8	6	5	4	8

※ここで言う不法投棄は、粗大ごみや事業系一般廃棄物の山林等への投棄を対象としています。資源ステーションの不適切利用による放置ごみ等は含みません。

## 6. ごみ処理に関する課題

### (1) 適正処理の確保

平成 22 年にクリーンセンター放流水から基準値を超えるダイオキシン類が検出され本町の焼却施設は停止しており、ごみ処理は民間施設への委託により処理を行ってきました。このような状況の中、近隣自治体との連携による安定的且つ適正なごみ処理体制の確保の検討を進め、平成 28 年 7 月に鎌倉市・逗子市との 2 市 1 町ごみ処理広域化に関する覚書を締結し、平成 30 年度より地方自治法に基づく事務委託により葉山町の可燃ごみを逗子市既存焼却炉において焼却し、逗子市し尿等を葉山町浄化センター内のし尿投入施設において処理を開始しました。

令和 2 年度からは逗子市による本町の容器包装プラスチックの中間処理が開始しました。

また、令和 6 年度からの生ごみ処理に向けて、令和 5 年度に生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託を締結しており、今後も 2 市 1 町において相互の役割分担による連携方針のもと、更なる効率的なごみ処理体制を構築していくこととなります。しかしながら、ごみ処理施設の整備は高額であるとともに、維持管理にかかる費用も多額なものとなります。

このことから、ごみの資源化・減量化については引続き精力的に進め、施設への依存度を可能な限り減らしていくことが不可欠となります。

### (2) 施設解体・再整備

本町のクリーンセンターは、昭和 52 年の竣工以来 40 年を超え、全体的に老朽化が進んできました。循環型社会への対応や効率化を図るため、順次分別の細分化や資源化を進めてきましたが、それらの保管施設は機能的に配置されているとは言いがたく、金属類の集団資源回収化によって処理量が大幅に減少した不燃ごみ処理施設とあわせ、現存施設の必要性の有無も含め、抜本的な再整備が必要となり、また、ごみ処理広域化によるごみ処理の効率性を高めるため、ごみの中継施設としての機能を強化する必要がありました。

更に、可燃ごみ中の生ごみについては、自家処理の普及により減少しているものと考えますが、可燃ごみの減量化のためには、自家処理の普及促進とあわせ、生ごみの分別収集による生ごみの資源化が必要であるとの考えから、令和 2 年 8 月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」等に基づき、逗子市との共同処理施設として生ごみ資源化処理施設を整備することとなりました。また、サテライトセンター（可燃ごみ中継施設）や各種ストックヤードの整備も併せて行うこととしています。

なお、本町は、地理的状况からまとまった代替地を用意することが困難なことから、既存施設を稼働させながら、解体・造成・建設等を行う工事のため、場内の作業スペースが狭くなることから、施設内の来場者及び作業員等の安全確保を図る必要があります。また、周辺環境に対しては、ダイオキシン類等の汚染物を取扱う危険作業をはじめ、騒音、振動、悪臭、粉じん、濁水等といった環境配慮の対策を講じるとともに、大型重機や特殊な車両が使用される際には、場内だけでなく通学路等の安全確保等を図る必要があります。

### (3) ごみの資源化・減量化の推進

令和3年度時点で、本町の排出するごみの53.8%が焼却処理に頼っており、0.6%が埋め立てとなっています。資源化率は、令和元年度以降、50%を超えていますが、町が実施した家庭系燃やすごみの組成分析調査では、燃やすごみの中に資源化可能な紙類やプラスチック等も混入しています。ごみ処理広域化により焼却処理施設の確保は行えましたが、焼却処理を行うごみの計画的な削減と資源化の推進は、本町のごみ処理の安定化、更には環境負荷の低減や資源の有効活用の観点から見ても、きわめて重要な課題であると言えます。

本町では現在、粗大ごみ及び植木剪定枝を含む計27品目の分別を行っていますが、これらの適正な分別による資源化の向上を図ることが重要です。

今まで以上にごみの資源化・減量化を推進していくためには、焼却処理の約半分を占める生ごみの自家処理の普及促進を引き続き進めるとともに、令和6年度に新たに建設する「生ごみ資源化処理施設」での堆肥化を推進していく必要があります。

### (4) 収集方式の改善

本町は平成26年6月よりごみステーション収集から、ごみの戸別収集及び資源ステーションによる資源物の拠点回収へと収集方式の変更を行いました。このことにより、ごみ量の減少及びリサイクル率向上に対して一定の成果が見られました。またリバウンド等の増加兆候も見られないことから、今後、社会情勢が大きく変化することが無ければ、現在のごみ量減が維持されるものと考えられます。

今後、ごみの減量化や広域化の推進も含めた処理方式の変更により、収集方式・体制についてもより効率的な方式及び体制を検討する必要があります。将来人口の減少や高齢人口の増加による社会状況の変化とあわせ、効率的且つ安定的な収集方式・体制を検討する必要があります。

### (5) 事業系一般廃棄物の発生抑制と資源化

本町では、ごみ量全体の約3割が直接搬入によってクリーンセンターに持ち込まれており、その大半が事業系一般廃棄物と考えられます。少量排出事業所<sup>\*</sup>による排出分と合わせると、事業系一般廃棄物は無視できない割合を占める計算となります。事業系燃やすごみの展開検査や組成分析調査では、プラスチック類などの産業廃棄物や資源物の混入も見受けられます。事業者の自己処理責任を明確にするため、排出事業所に対する分別指導を行い、適正な排出を確保することで事業系一般廃棄物の発生抑制や資源化を図っていくとともに、事業系燃やすごみの約30%を占める生ごみの削減に事業者が取り組みやすい仕組みの検討も必要であると考えます。

また、現状のごみ処理手数料については、実際の処理原価に対して未だ安価であることもあり、予見性を持たせながら段階的に、処理原価に準ずるような適正化を図るべきであると考えられます。

## (6) ごみ処理費の削減

本町は、ごみ処理費の削減に努め、処理の効率化やごみの減量化により、ここ10年間で改善されてきましたが、依然高額処理費を脱するに至っていないのが現状です。ごみ処理費の削減については日々の処理の効率化や更なるごみの減量化を進めながら継続的に取り組むことは勿論のことですが、適正処理を維持しつつ、ごみ処理費を引き下げることは大きな課題となっています。



## 第3章 計画の基本方針

### 1. 基本理念

#### ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざします

「ゼロ・ウェイスト」は英語で「ごみや無駄をゼロにする」の意です。本町では、ゼロ・ウェイストの理念のもと、ごみの資源化・減量化に正面から取り組み、資源の無駄を可能な限り減らすとともに、処理の効率化を進め、ごみ処理をめぐる無駄をなくすことを目指します。葉山町の考えるゼロ・ウェイストは、以下の3点に集約されます。

#### (1) ごみを減らす

ごみの資源化・減量化の推進による環境負荷の低減は、いまや世界的な使命と言えます。ゼロ・ウェイストは、リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再資源化）の「3R」を進め、限りある資源をできる限り有効に活用します。資源になるものを分けて回収し、リサイクルするのみならず、発生抑制や再使用に取り組み、「ごみを減らす生活」によってごみとして処分するものを減らします。

#### (2) 無駄をなくす

ゼロ・ウェイストは、ごみの量を減らすことだけが目標ではなく、ごみ処理をめぐるあらゆる無駄を見直そうという考え方です。

ごみの資源化・減量化によって資源の無駄（ごみとして処分されてしまう資源やごみを処理するためのエネルギー）を削減するのみならず、処理の効率化を進め、処理費の無駄を作らない町を目指します。更に、かける費用はできる限り環境配慮の用途に向けていきます。

#### (3) 地域の力が高まる

ゼロ・ウェイストは、町民・事業者・行政のそれぞれが主体となり、協力しながら取り組みを進めることにより、「地域の力」を高めます。三者が協働できる場を設け、町の人材と知恵が生かされることで、ゼロ・ウェイストを通して、まちづくりの基本となる地域の活力が強化されます。

## 2. 基本方針

基本理念である「ゼロ・ウェイストのまち葉山をめざす」ため、以下の5つの基本方針を掲げます。

### 方針1：地域に合った方法を選ぶ

地域性や人口規模を考慮し、本町に適した持続可能なごみ処理のあり方を選択します。地域の人材や特性を活かしつつ、住民の利便性、収集や処理の効率性、ごみの資源化・減量化の効率化を最大限に導き出す方法を検討します。

### 方針2：実践から発想する

町にふさわしい取組みを見極めるうえでは、常に現場から発想し、実験的な取組みにも積極的に挑戦する姿勢が求められます。ゼロ・ウェイストの取組みを通して、新しい発想や手法を生み出し、柔軟に対応・改善します。

### 方針3：適正な処理技術・施設を選択する

処理技術・施設への安易な依存は、処理費を膨らませ、ごみ処理のあり方を硬直化させる要因となります。ごみの発生抑制と資源化・減量化を進め、本町の状況に合った、環境負荷の低い適正な処理技術・施設を選択することにより、施設への依存度を減らします。

### 方針4：良い取組みが報われる

ごみの資源化・減量化の促進には、個人・団体・事業者による取組みが正當に評価され、更なる努力や取組みに向けた動機付けがなされることが必要です。良い取組みが報われ、幅広い層が主体的に参画できる仕組みづくりを進めます。

### 方針5：果敢に挑戦する

究極の目標である「ゼロ」を目指すためには、あえて高い目標を掲げ、乗り越えるために知恵を絞り、果敢に挑戦し続けることが肝要であるとともに、その目標は取組みに関わる全ての者に共有されなければならないと考えます。目標を達成するための道筋を分かりやすく明示するとともに、進捗状況を共有し、取組みの継続性を保ちます。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 1. 計画目標

本計画の策定期間である令和8年度末までに次の目標達成を目差します。

リサイクル率（総ごみ量の内、分別や処理過程によりリサイクルを実施した率）

令和3年度実績

50.6%



令和8年度目標

50%以上

焼却率（総ごみ量の内、ごみとして焼却処理を実施した率）

令和3年度実績

53.8%



令和8年度目標

35%以下

平成26年6月より開始した分別品目（14 分別⇒27分別<sup>\*</sup>）及び収集方法（戸別収集及び資源ステーション方式）の改変により、町のリサイクル率は大きく伸展し、ごみ処理広域化による逗子市との可燃ごみの共同処理等により、リサイクル率は計画年度中に目標を達成することができましたが、ごみの処理については依然として外部で処理を行うことから、本町として今後ごみの資源化・減量化に精力的に取り組む責任があるものと考えます。

リサイクル率を向上させるためには、各家庭での分別や収集後の処理行程でごみと資源物を分けることは勿論のこと、ごみそのものの発生量を少なくすることが肝要です。また、令和7年2月には新たに生ごみ資源化処理施設が整備され、生ごみ分別収集の開始に伴い、資源化率の向上及び焼却率の低下が期待されます。本計画では、これらの要因も考慮して計画目標の数値を見直し、目標を達成するために取り組む主な施策を次に示します。

### 2. 目標達成に向けた主な施策

現在の収集や分別区分は維持し、目標達成に向け、主に次の施策に取り組めます。

#### （1）ミックスペーパーの分別促進    資源化量    ごみの焼却量

令和3年度に実施した家庭系燃やすごみの組成分析において、ミックスペーパーの混入が6.4%となり、平成28年度以降、混入割合は減少傾向をたどっています。令和3年度における家庭系燃やすごみの収集実績は4,118トンで、組成分析における混入率で混入していると仮定すると約263トンのミックスペーパーがごみとして焼却されてしまったこととなります。

燃やすごみの中に混入しているミックスペーパーを見ると、メモ紙やチラシなどが主

で、戸別収集実施前に見られた比較的大きなもの（お菓子の箱やカタログ類など）は少なくなっている印象です。このことから、更にミックスペーパー分別への理解を深めることは勿論のこと、小さなミックスペーパーも分別されやすい取組みを実施します。

## (2) プラスチックごみの資源化 資源化量 ごみの焼却量

各家庭から戸別収集で収集されているプラスチックごみは、民間の焼却炉にて焼却処理されています。戸別収集開始以降、容器包装プラスチックとの適正分別が進み、処理量は大幅に削減されました。現時点においては、民間の焼却施設においてごみとして焼却処理を実施していますが、プラスチックごみの中には、マテリアルリサイクル\*が可能なプラスチックが混在しており、また、石炭の代替燃料として利用される RPF 燃料\*化も可能であると考えます。令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法に基づき、分別収集しているプラスチックごみについては利用可能なものを選別し、再商品化に向けた実施を検討します。

## (3) 生ごみ自家処理の普及促進 ごみの焼却量

各家庭における生ごみの自家処理は、燃やすごみそのものの量を減らすとともに、収集に対する負荷を減らすことが出来ます。また、発生からすぐに処理することが出来ることから、燃やすごみの収集日まで溜めておく必要がなく、衛生的なことも利点であると考えます。このことから、生ごみ処理容器の割引販売については、継続的且つ安心して利用することができるよう、訪問サポート等の体制を充実させ、普及促進を継続していくとともに、生ごみ自家処理容器のラインアップの充実やキャンペーンの実施等により更に幅広い家庭に利用してもらえる取組みを実施していきます。

## (4) 生ごみ分別収集による資源化 資源化量 ごみの焼却量

ごみの減量・資源化を進め、ゼロ・ウェイストのまちを目指すためには、焼却されている可燃ごみの中の生ごみを減量・資源化することが肝要であると考えます。町はこれまで生ごみ自家処理の普及を積極的に進め、高い自家処理率を維持していますが、依然として多くの生ごみが可燃ごみに混入しています。このことから、「生ごみ資源化処理施設」の供用開始に合わせて家庭から発生する生ごみの分別収集を実施し、可燃ごみの減量化を図るとともに、製造された堆肥により町内での循環利用を目指し、生ごみの資源化を実施します。

## (5) 事業系燃やすごみの削減 ごみの焼却量

これまでプラスチックや金属類などの産業廃棄物の受入停止や事業系一般廃棄物処理手数料の改定など、事業系燃やすごみの適正排出や減量化への取組み誘因として実施してきましたが、事業系燃やすごみは燃やすごみの総処理量の24%（令和3年度実績）を占め、減量化に向けての課題となっています。

事業系燃やすごみの組成分析調査や一般廃棄物収集運搬許可業者を対象とした展開検査を実施したところ、資源可能な紙や産業廃棄物の混入が見られるとともに、未開封食品（賞味期限切れや売れ残り）が見られました。このことから事業系燃やすごみの対策と

して次の施策を実施していきます。

### ①処理責任の明確化

全ての事業者は、事業活動によって発生したごみ（店舗等の営業から発生したもののみならず、従業員が飲んだペットボトル容器や弁当容器等も含まれます。）を自ら処理しなければならないことが廃棄物処理法第3条に規定されています。また、葉山町で受入れることが出来る事業系のごみは事業系一般廃棄物（主に生ごみや資源化することが出来ない紙等の燃やすごみと植木剪定枝）のみで、プラスチック類や金属類等の産業廃棄物は、定められたルールに基づき処分しなければならないこととなっています。

これらの事項に関しては、これまでもホームページや冊子等で周知を実施してきましたが、未だに事業系燃やすごみの中にはプラスチック類等の産業廃棄物や、本来事業者自らリサイクルしなければならない資源化可能な紙類の混入が見られることから、改めて、自己処理責任と、各廃棄物処理に関するルールを認識する必要があります。このことから、事業系のごみ処理に関する情報発信媒体の充実を図り、周知の徹底を図っていきます。

### ②搬入物の厳格化・事業所への立入検査の実施 **ごみ焼却量**

①の処理責任の明確化とあわせ、事業系燃やすごみの搬入時における搬入物検査を強化するとともに、適切な分別排出が可能となるよう各事業所への訪問指導を実施していきます。また、実施にあたっては、事業系一般廃棄物対策班の編成を検討します。

### ③事業系燃やすごみ中の生ごみの削減 **ごみ焼却量**

事業系燃やすごみの組成分析調査を実施したところ、生ごみの組成率は32%で、その内2.6%は売れ残りや賞味期限切れの未開封食品でした。こうした所謂「食品ロス<sup>\*</sup>」については、事業系のみならず家庭から排出されるものもあわせ、日本全体の社会問題で、「食品ロス」そのものを減らすことが重要であるとともに、食品リサイクル法<sup>\*</sup>への取組み実施や、自家処理の実施により、ごみとして排出する量を減らす取組みを平行して進めることが必要だと考えます。このことから、事業者においても生ごみの自家処理に取り組みやすい制度構築を進めるとともに、①に記載の周知徹底により食品リサイクル法への取組み促進を図っていきます。

### ④事業系一般廃棄物処理手数料の見直し

廃棄物処理法第3条の規定（事業者の自己処理責任）を鑑み、平成27年に事業系一般廃棄物処理手数料を1キログラム当たり10円から25円に改定しました。しかし、現状における燃やすごみの焼却には1キログラム当たり約40円程度が必要であることを勘案すると、現状の処理手数料は未だ安価であると言わざるを得ません。また、事業所において事業系一般廃棄物の減量化や自家処理等が進まない一要因として、各自治体が定める事業系一般廃棄物処理手数料が安価であることも考えられることから、今後の事業系一般廃棄物の推移や近隣自治体の動向等を見ながら段階的に処理原価に準ずるよう適正化を進めていきます。

### ⑤事業系ごみの減量化に取り組む事業所の評価

①～③の施策の推進とあわせ、食品リサイクル法に基づく生ごみのリサイクルに取り組む事業者やごみの減量化に取り組む事業所が意欲的に取り組みを継続できるよう応援する仕組みが必要であると考えます。そこで、取り組みを評価し、消費者である町民に周知するとともに、評価された事業者にメリットが出るような制度構築を検討します。

### ⑥少量排出事業所制度の見直し

原則として事業系ごみは、事業者自らの責任において処理をすることとなっておりますが、発生するごみ量が一般家庭と遜色ない（日量3キログラム未満）においては、少量排出事業所制度により、一般家庭と同様に町で収集を実施しています。しかし、戸別収集等の実施により、一般家庭から発生するごみ量が減少したことを受け、少量排出事業所制度の見直しを実施します。また、一般家庭における生ごみの自家処理の推進状況を鑑み、キエーロ等による生ごみ自家処理の義務化もあわせて検討します。

### 3. 将来推計

#### (1) 人口推計

日本全体において人口の減少が進む中、本町においては転入人口の社会人口等の増加によって、微増の状況が続いてきましたが、今後は減少すると見込まれています。本計画では、表 4-3-1 に示すとおり葉山町の将来人口推計（第四次葉山町総合計画後期基本計画）の数値を採用します。

表4-3-1 将来人口

(単位：人)

年度	現況（令和3年度）	目標年（令和8年度）
人口	32,896	32,443

#### (2) ごみ・資源物の将来予測

表4-3-1 の将来人口の表に示すとおり、今後、本町の人口は減少することが見込まれています。ごみ量や資源物の将来予測の方法は様々な手法が考えられますが、分別収集の変更などの計画が無く、品目毎の排出原単位（一人一日の排出量）実績が安定している場合、将来人口予測に原単位を乗じて、ごみ量の予測を実施します。この手法では、人口が減ることによって当然ごみ量が減ることから、各施策の実施による減量効果が見えにくくなってしまいます。そこで、先ず現状のごみ施策（分別収集や処理等）を維持したと仮定した人口減少の成行きに任せた推計（以下、「成行き推計」という。）を実施し、本章2で示した目標を達成するための施策を実施した場合の推計値と比較することで、目標達成に向けた各ごみの削減量の目安として示します。

##### ①成行き推計の方法

各ごみの成行き推計は、表 4-3-2 に示す方法で推計します。

表 4-3-2 成行き推計の推計方法

一般家庭ごみ・資源物の発生量	平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月の実績から平均原単位を算出し、人口推計結果に基づく人口推移を原単位に乗じて推計します。
うち粗大ごみの中間処理による資源化量等	収集された粗大ごみは解体等の中間処理を経て、リサイクルやごみとして処分されます。推計ではそれぞれ、実際にリサイクル業者等へ搬出した実績から年間の平均構成比を算出し、推計した粗大ごみ発生量に乗じて推計します。
事業系（燃やすごみ）	経済センサス <sup>*</sup> による従業員数から目標年次までの従業員数をトレンド法 <sup>*</sup> により推計し、原単位に乗じて推計します。
事業系（植木剪定枝）	平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月の実績から平均原単位を算出し、人口推計結果に基づく人口推移を原単位に乗じて推計します。

## ②成行き推計結果

表 4-3-2 の推計方法に基づいて推計した各年の推計結果は表 4-3-3 のとおりです。

表 4-3-3 成行き推計結果

(単位：t)

項目/年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度		
ごみ	戸別	収集可燃ごみ	4,065.4	4,037.7	4,017.9	
	戸別	廃プラスチック	246.8	245.1	243.9	
	ST	不燃ごみ	173.7	172.6	171.7	
資源	戸別	容器包装プラ	588.3	584.3	581.4	
	ST	植木剪定枝	1,155.0	1,147.2	1,141.5	
	集団		アルミ缶	67.1	66.6	66.3
			スチール缶	58.7	58.3	58.0
			金属製調理器具	18.0	17.9	17.8
			その他金属	49.1	48.8	48.6
			新聞	148.6	147.6	146.8
			雑誌	421.8	418.9	416.8
			ダンボール	490.1	486.7	484.3
			ミックスペーパー	384.6	382.0	380.1
			紙パック	22.8	22.6	22.5
			古布・衣類	190.5	189.2	188.3
	ST	びん	315.1	313.0	311.4	
	ST	ペットボトル	97.1	96.4	95.9	
	ST	白トレイ	2.4	2.4	2.4	
	ST	ガラス・陶磁器類	47.9	47.6	47.4	
	ST	乾電池	10.8	10.7	10.7	
ST	廃食油	10.8	10.7	10.7		
粗大	有収	収集粗大ごみ	243.3	241.7	240.5	
	直搬	直搬粗大ごみ	130.5	129.6	129.0	
	合計	粗大ごみ合計	373.8	371.3	369.5	
家庭系小計			8,938.4	8,877.6	8,833.9	

ごみ	事業系可燃ごみ	1,562.2	1,559.1	1,555.9
資源	事業系植木剪定枝	739.3	734.2	730.6
事業系小計		2,301.5	2,293.3	2,286.5

総排出量（家庭系＋事業系）		11,239.9	11,170.9	11,120.4
---------------	--	----------	----------	----------

戸別：戸別収集 ST：資源ステーション行政回収 集団：集団資源回収 有収：粗大有料収集 直搬：粗大直接持込み



## ③成行き推計結果に基づく資源化率等

②の成行き推計結果を、処理別にまとめると表 4-3-4 のとおりとなります。

表 4-3-4 成行き推計結果まとめ

(単位：t)

項目/年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家庭系ごみや資源合計	8,938.4	8,877.6	8,833.9
うち焼却処理（焼却率）	49.7%	49.7%	49.7%
うち埋立処理（埋立率）	1.5%	1.5%	1.5%
うち資源化（資源化率）	48.8%	48.8%	48.8%

事業系一般廃棄物の合計	2,301.5	2,293.3	2,286.5
うち焼却処理（焼却率）	67.9%	68.0%	68.0%
うち資源化（資源化率）	32.1%	32.0%	32.0%

総排出量（家庭系＋事業系）	11,239.9	11,170.9	11,120.4
うち焼却処理（焼却率）	53.5%	53.5%	53.5%
うち埋立処理（埋立率）	1.2%	1.2%	1.2%
うち資源化（資源化率）	50.3%	50.3%	50.3%

※埋立処理には焼却灰の埋立は含みません。

※総排出量における資源化には焼却残渣資源化を含むため、合計が100%になりません。

成行き推計における変動要因は、人口と事業系燃やすごみに関連する事業所の従業員数のみであることから、人口の減少に伴ってごみや資源の量は減少していきますが、焼却率や資源化率はあまり変動しません。

## ④ごみの減量化施策等を実施した場合の推計

ごみの減量化施策等を実施した場合の推計については、成行き推計の推計方法にあわせ、表 4-3-5 に基づき推計を実施していきます。

表4-3-5 ごみの減量化施策等を実施した場合の推計方法

家庭系 燃やすごみ	生ごみ自家処理容器の普及	毎年150基を販売することで、燃やすごみに含まれる生ごみ量が約4tずつ減少していくことを見込みます。
	ミックスペーパーの分別促進	組成調査における燃やすごみに混入しているミックスペーパーの平均組成率は8.4%でした。施策の実施により徐々に分別が促進すると仮定し、令和8年度には混入率が2%まで減少すると見込みます。
家庭系 プラスチック ごみ	プラスチックごみの資源化	令和4年4月1日から施行されたプラスチック資源循環法に基づき、分別収集しているプラスチックごみについては利用可能なものを選別し、再商品化に向けた実施を検討します。
家庭系 生ごみ	分別収集生ごみによる資源化	家庭（非自家処理世帯）から排出される生ごみを分別収集し、ごみ処理広域化により整備する生ごみ資源化処理施設において、資源化を実施します。非自家処理世帯人口からの収集生ごみ量は、潜在量の80%と推計します。
事業系 燃やすごみ	事業系生ごみの削減	事業所における生ごみ自家処理の推進や食品リサイクル法への取組み、また、町内の食料品小売店・飲食店等に対し、食品ロスの削減に向けて商品の売切りや使い切り等の取組みを促すことで、令和8年度には事業系燃やすごみの組成分析調査における生ごみ混入率20%を目指します。
	分別の徹底	事業系燃やすごみの組成分析調査において、資源可能な紙の混入やプラスチック類の産業廃棄物の混入が約15%あることがわかりました。事業系ごみの処理責任の理解を進めるとともに、分別指導の徹底により、令和8年度には混入率ゼロを目差します。

## ⑤ごみの減量化施策等を実施した場合の推計結果

表4-3-5の推計方法に基づいて推計した各年の推計結果は表4-3-6のとおりです。

表4-3-6 ごみの減量化施策等を実施した場合の推計結果

(単位：t)

項目/年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度
ごみ		収集可燃ごみ	3,763.9	2,280.3	2,252.2
資源	戸別	生ごみ (R7.3~)	126.0	1,497.9	1,487.1
		廃プラスチック	246.8	245.1	243.9
ごみ	ST	不燃ごみ	173.7	172.6	171.7
資源	戸別	容器包装プラ	588.3	584.3	581.4
	ST	植木剪定枝	1,155.0	1,147.2	1,141.5
	集団	アルミ缶	67.1	66.6	66.3
		スチール缶	58.7	58.3	58.0
		金属製調理器具	18.0	17.9	17.8
		その他金属	49.1	48.8	48.6
		新聞	148.6	147.6	146.8
		雑誌	421.8	418.9	416.8
		ダンボール	490.1	486.7	484.3
		ミックスペーパー	547.2	624.3	637.2
		紙パック	22.8	22.6	22.5
		古布・衣類	190.5	189.2	188.3
	ST	びん	315.1	313.0	311.4
	ST	ペットボトル	97.1	96.4	95.9
	ST	白トレイ	2.4	2.4	2.4
	ST	ガラス・陶磁器類	47.9	47.6	47.4
	ST	乾電池	10.8	10.7	10.7
	ST	廃食油	10.8	10.7	10.7
粗大	有収	収集粗大ごみ	243.3	241.7	240.5
	直搬	直搬粗大ごみ	130.5	129.6	128.9
	合計	粗大ごみ合計	373.8	371.3	369.4
家庭系小計			8,925.5	8,860.4	8,812.3

ごみ	事業系可燃ごみ	1,262.3	1,159.9	1,061.1
資源	事業系植木剪定枝	739.3	734.2	730.6
事業系小計		2,001.6	1,894.1	1,791.7

総排出量 (家庭系+事業系)		10,927.1	10,754.5	10,604.0
----------------	--	----------	----------	----------

戸別：戸別収集 ST：資源ステーション行政回収 集団：集団資源回収 有収：粗大有料収集 直搬：粗大直接持込み

## ⑥ごみの減量化施策等を実施した場合の推計結果に基づく資源化率等

⑤の推計結果を、処理別にまとめると表 4-3-7 のとおりとなります。

表 4-3-7 ごみの減量化施策等を実施した場合の推計結果まとめ

(単位：t)

項目/年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
家庭系ごみや資源合計	8,925.5	8,860.4	8,812.3
うち焼却処理（焼却率）	44.8%	28.3%	28.2%
うち埋立処理（埋立率）	1.5%	1.5%	1.5%
うち資源化（資源化率）	52.4%	54.9%	55.1%
事業系一般廃棄物の合計	2,001.6	1,894.1	1,791.7
うち焼却処理（焼却率）	63.1%	61.2%	59.2%
うち資源化（資源化率）	36.9%	38.8%	40.8%
総排出量（家庭系＋事業系）	10,927.1	10,754.5	10,604.0
うち焼却処理（焼却率）	48.1%	34.1%	33.4%
うち埋立処理（埋立率）	1.2%	1.2%	1.2%
うち資源化（資源化率）	54.1%	55.3%	55.8%

※埋立処理には焼却灰の埋立は含みません。

※総排出量における資源化には焼却残渣資源化を含むため、合計が100%になりません。

## ⑦推計結果の比較

表4-3-4の成行き推計結果と表4-3-7のごみの減量化施策等を実施した場合の推計結果の比較結果は表4-3-8のとおりとなります。

表4-3-8 推計結果の比較

(単位：t)

項目/年度	中間(令和4年度)			目標(令和8年度)		
	成行き	施策実施	増減	成行き	施策実施	増減
家庭系ごみや資源合計	8,960.7	8,956.4	-4.3	8,833.9	8,812.3	-21.6
うち焼却処理(焼却率)	49.7%	47.1%	-2.6%	49.7%	28.2%	-21.5%
うち埋立処理(埋立率)	1.5%	1.5%	0.0%	1.5%	1.5%	0.0%
うち資源化(資源化率)	48.8%	51.4%	2.6%	48.8%	55.1%	6.3%
事業系一般廃棄物の合計	2,309.7	2,209.3	-100.4	2,286.5	1,791.7	-494.8
うち焼却処理(焼却率)	67.9%	66.5%	-1.4%	68.0%	59.2%	-8.8%
うち資源化(資源化率)	32.1%	33.5%	1.4%	32.0%	40.8%	8.8%
総排出量(家庭系+事業系)	11,270.4	11,165.7	-104.7	11,120.4	10,604.0	-516.4
うち焼却処理(焼却率)	53.5%	50.9%	-2.6%	53.5%	33.4%	-20.1%
うち埋立処理(埋立率)	1.2%	1.2%	0.0%	1.2%	1.2%	0.0%
うち資源化(資源化率)	50.3%	52.6%	2.3%	50.3%	55.8%	5.5%

※埋立処理には焼却灰の埋立は含みません。

※総排出量における資源化には焼却残渣資源化を含むため、合計が100%になりません。

表4-3-8の成行き推計値と目標達成のための施策を実施した場合の比較のとおり、家庭系ごみにおける総排出量については、人口の減少に伴う発生量の減少と生ごみ自家処理の推進による減少を見込んでいるため、大きな差異はありませんが、焼却率及び資源化率については、広域処理施設による生ごみの資源化、ミックスペーパーの分別促進、プラスチックごみの焼却処理から資源化により、資源化率の増加、焼却率の低下を見込んでいます。

また、事業系一般廃棄物については、事業系燃やすごみ内の産業廃棄物や資源化可能な紙の適正処理及び生ごみの自家処理の促進や食品ロス対策により、排出量そのものの削減を見込んでいます。

家庭系ごみと事業系一般廃棄物をあわせた総排出量については、家庭系生ごみの資源化や事業系燃やすごみの削減により焼却率が成行き推計に比べ20.1%下がるとともに、資源化率が上昇します。

## 4. その他ごみの減量化・資源化に関する事項

### (1) リユースへの取組み

不用品の交換の場として定着した「葉山リサイクル」は成立率が60%を超え、ごみの発生抑制や製品の利用寿命を延ばすことに繋がることから、今後も実施していきます。

また、「くるくる市」については、新型コロナウイルス感染症による影響以降、事業の趣旨を踏まえつつ、新たな方式での開催方法を検討していきます。

### (2) 家庭ごみの有料化の検討

現在、町のごみの収集は、粗大ごみのみ有料回収を実施していますが、燃やすごみ等の日常的に発生するごみについては、無料で収集・処理を実施しています。

一方、家庭ごみの有料化については、全国的に見てもごみの資源化・減量化に効果をあげており、且つ、ごみ処理に関する負担の公平性の観点からも導入すべきであるとの意見もあります。また、ごみ処理の広域連携を実施する鎌倉市及び逗子市においては既に家庭ごみの有料化を実施済みであるとともに、家庭ごみ有料化・指定袋制度導入の検討を具体的に進める必要があります。

### (3) 食品ロス削減の取組み

「食品ロス」とは、まだ食べられる食品が手付かずのままの状態に廃棄されることをいいます。食品ロスは、日本全体で約570万トン発生し、うち事業系が309万トン、家庭系が261万トンと推計されています。(令和元年環境省及び農林水産省データ)

この数値は、国民1人当たり約130グラム(茶碗1杯のご飯の量相当)の食べ物を毎日捨てていることとなります。

本町においても、家庭系燃やすごみ及び事業系燃やすごみの組成調査結果では、未開封食品や食べ残しの食品等の混入も見受けられました。こうした「もったいないごみ」を削減するため、行政、事業者のみならず、消費者である町民も主体的に取り組めるような仕組みづくりを検討していきます。

## 第5章 適正処理計画

### 1. 分別収集・運搬計画

#### (1) 基本的な考え方

ごみの収集・運搬は、市民が快適で衛生的な生活を送るうえで重要な役割を担います。そのあり方は、日常生活と直結し、ごみの資源化及び適正処理を効果的且つ効率的に行ううえでも、要となるものです。

こうした点を踏まえ、本計画期間においては現在の分別区分及び収集形態を維持しながら、日々の業務の中で効率性や利便性の向上に努めていきます。

#### (2) 分別区分

分別区分については、表 5-1-1 示すとおり、現状の分別区分を維持します。

表 5-1-1 分別区分

分別区分	回収区分	備考
燃やすごみ	戸別・拠点 による 行政回収	
容器包装プラスチック		
プラスチックごみ		
生ごみ		生ごみ資源化処理施設供用開始にあわせ実施
植木剪定枝		
埋め立てごみ		
ペットボトル		
白トレイ		
廃食油		
ガラスびん		色別3種（茶色・透明・その他）
小型電気製品		
乾電池		
蛍光管・電球		
粗大ごみ		
スプレー缶・カセットボンベ		
ライター		
アルミ缶	拠点による 集団回収	
スチール缶		
金属製調理器具		
その他金属類		
新聞		
雑誌		
ダンボール		
紙パック		

ミックスペーパー		
古布・衣類		

### (3) 収集・運搬の方法

収集方式については、表 5-1-2 に示すとおり、現状実施している戸別収集と資源ステーションを活用した拠点回収方式を継続します。

令和 7 年 3 月から分別開始予定である「生ごみ」と「燃やすごみ」の収集頻度については、全町実施までの間、モニター事業等により実験収集を経て、適正な収集頻度を設定していく考えです。

なお、事業系一般廃棄物については、引続き自己搬入、若しくは一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託により受入れることとし、町による収集・運搬は実施しません。

表 5-1-2 家庭系ごみの収集・運搬の方法

区 分	収集形態	収集頻度
燃やすごみ（令和 7 年 2 月まで）	戸別収集	週 2 回
燃やすごみ（令和 7 年 3 月以降）	戸別収集	週 1 回
生ごみ（生ごみ資源化処理施設供用開始に伴い実施）	戸別収集	週 2 回
容器包装プラスチック	戸別収集	週 1 回
プラスチックごみ	戸別収集	月 1 回
古紙類・古布類・金属類・植木剪定枝	拠点回収	週 1 回
その他資源物 等	拠点回収	月 1～2 回
粗大ごみ	戸別収集	随時申込

### (4) 将来のごみ・資源物の収集体制の検討

将来人口予測において、町の人口構成は、後期高齢者人口が大幅に増加することが予測され、将来、現行方式での排出が困難となる世帯が増加することも懸念されます。このことから、既に予測されている本町の人口構成に類似している自治体のごみ等の収集現場の状況や、排出状況などの調査・研究・分析を十分に実施し、町民が安心して生活できる収集体制の検討を進めていきます。

また、日々全町内を循環するごみの収集業務の特性を活かし、福祉等の他分野における町民へのサービス提供の可能性を研究し、付加価値のある取組みの検討を進めます。

なお、令和 7 年 3 月以降から生ごみを週 2 回収集、燃やすごみを週 1 回収集としますが、令和 6 年 6 月 17 日から令和 6 年 7 月 16 日の期間に実施した葉山町の生ごみ分別に関する制度設計（案）及び本計画の改訂案に対するパブリックコメント（意見募集）の意見内容では、紙おむつ等の臭気や保管の課題を理由として、燃やすごみの週 2 回収集を希望する意見が多数見られたため、紙おむつ等については、保管、収集や処分の課題等の観点から、試行等の取り組みを実施することにより課題解決を行うこととします。



## 2. 中間処理計画

### (1) 基本的な考え方

平成28年7月に鎌倉市、逗子市とごみ処理の広域連携について覚書を締結し、令和2年8月に「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」を締結したことにより、これまで、全て単独にて処理を実施してきた町のごみ処理は、今後、構成する2市1町においてより効率的且つ安定的に処理が可能となるよう、現有施設の活用や今後必要となる施設整備について協議を進めることとなりました。

現時点においては、燃やすごみと容器包装プラスチックについては逗子市で、生ごみと尿及び浄化槽汚泥については葉山町で実施し、その他のごみ等についても、連携による処理の効率化やコストの削減に繋がることが期待できるものについては、引続き検討・協議を進めていく考えです。

一方、町単独で実施するごみ等の中間処理については、本計画の基本理念を念頭に基本方針の1「地域に合った方法を選ぶ」及び3「適正な処理技術・施設を選択する」に則し、慎重に検討を進めていきます。

### (2) 中間処理の方法

環境負荷の低減及び効率的且つ安定的な処理が可能となるよう、次の品目の中間処理方法について次のとおり実施していきます。

#### ①燃やすごみ

本町焼却炉停止以降、民間処理委託により処理を実施してきた燃やすごみについて、逗子市への事務委託により、逗子市既存焼却炉にて焼却処理を実施します。

#### ②容器包装プラスチック

民間処理委託にて中間処理を実施し指定法人<sup>\*</sup>への引渡しを実施していた容器包装プラスチックについては、輸送距離等の短縮により、効率的な処理が可能となることから、逗子市への委託処理により中間処理を実施し、指定法人へ引渡しを実施します。

#### ③プラスチックごみ

現在、民間処理委託にて焼却処理を実施しているプラスチックごみについては、既に分別収集がなされており、中間処理により資源化が可能であると考えます。令和4年4月1日から施行されたプラスチック資源循環法に基づき、分別収集しているプラスチックごみについては利用可能なものを選別し、再商品化に向けた実施を検討します。

#### ④生ごみ

生ごみ自家処理の推進を第一としますが、非自家処理世帯から発生する生ごみについて分別収集を実施し、広域処理施設として整備する生ごみ資源化処理施設において、資源化（堆肥化）します。製造された堆肥については、農耕地等で活用することによる資源循環を目指します。

### ⑤不燃物（持込みの缶類、埋立ごみの破碎）

不燃ごみ処理施設については、稼働から40年が経過し、老朽化が進んでいるとともに、缶等の金属類が集団資源回収化され、これまで不燃ごみ処理施設で処理を行ってきた金属類の殆どが、直接資源化されることになったため、処理量が大幅に減り、非効率な状態となっていたことから、不燃ごみ処理施設の再整備は行わず、民間事業所の活用により、処理を実施します。

### ⑥粗大ごみ

粗大ごみについては、作業員の手作業により解体・選別を実施してきましたが、処理効率等の観点から、民間事業所を活用して処理を実施します。

### ⑦ペットボトル

現在、ペットボトルの中間処理は、民間業者への外部委託にて実施しています。しかし、輸送にかかるコスト等により中間処理コストが高額になっているのが現状です。

このことから、今後、より効率的な処理が可能となるよう、民間事業所の調査を引き続き行うとともに、広域処理の可能性の検討を進め、安定的且つ効率的な中間処理が可能となるよう検討を進めます。

## （3）その他の中間処理方法

見直しや変更対象以外の品目における中間処理方法については、環境負荷や処理効率を注視しつつ現状の処理を維持していきます。

## 3. 最終処分計画

ごみを燃やした後に残る灰や陶磁器類などの資源化が出来ないごみについては、最終処分として埋立てを行うこととなります。本町は最終処分場がなく、ごみの最終処分は全量外部の民間事業者に頼っています。町の地理的条件等を鑑みると、町内に新たな最終処分場を設けることは困難であると考えます。このことから、ごみの最終処分については、引き続き外部の民間最終処分場及び資源化業者への委託を継続していきます。

今後、外部委託による長期的且つ適正な最終処分先の確保に努めるとともに、燃やすごみや埋立てごみの発生抑制や資源化を進めることで、最終処分量を可能な限り削減し、環境負荷の低減を図ります。

## 4. 施設整備に関する計画

### （1）基本的な考え方

現クリーンセンターは、建設から40年以上が経過し、施設全体が老朽化している状態であるとともに、休止しているごみ焼却炉及びし尿処理施設が現存していることから、施設運用効率が非常に悪い状態でした。あわせて、これまで循環型社会への対応等により分別品目が随時増えてきたことから、それらの保管施設についても十分な容量の確保や機能的な配置がなされていないことも課題となっており、広域連携等によるごみや資源物の効率的な搬出が可能となるよう、クリーンセンター施設全体の再構成を検討する

必要性が出てきました。

町では、令和2年に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」等に基づき、令和3年度に実施した設計施工一括発注による公募型プロポーザルでの工事請負契約により、既施設を全て解体撤去し、事業区域全体の造成及び新施設建設等を行う再整備工事を令和3年度から令和6年度にかけて実施しており、次の主な新施設について、令和7年3月から供用開始を予定しています。

また、町内に代替地が無いことから、既存施設を稼働させながら、解体・造成・建設等を進めなければなりません。このことから、施設内の来場者及び作業員等の安全確保を図るとともに、周辺環境に対しては、騒音、振動、悪臭、粉じん、濁水等といった環境配慮の対策を講じるとともに、大型重機や特殊な車両が使用される際には、場内だけでなく通学路等の安全確保等を図るなど、周辺環境に配慮しながら進めています。

#### ①生ごみ資源化処理施設

所在地：神奈川県三浦郡葉山町堀内 2286 番地

処理対象物：家庭系生ごみ

施設規模：10 t/日

処理方式：微生物による堆肥化方式

#### ②サテライトセンター（可燃ごみ中継施設）

所在地：神奈川県三浦郡葉山町堀内 2286 番地

処理対象物：可燃ごみ

施設規模：19 t/日

処理方式：コンテナへの積替え方式

#### ③ストックヤード

処理対象物：びん類、植木剪定枝等

施設規模：約 460m<sup>2</sup>

処理方式：直投式

(2) 施設整備スケジュールイメージ

クリーンセンター再整備工事については、表 5-4-1 に示すイメージで令和7年3月の施設供用開始を目指し進めています。

表5-4-1 施設整備スケジュールイメージ

	平成30年度	令和元年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
解体	土壌調査計画・ 解体基本設計	土壌調査		公営型プロポーザル 発注準備等	債務負担 行為 (6月)	公営型プロポーザル方式での 設計施工一括発注による 再整備工事の業者選定 (発注支援業務委託)	再整備工事（解体・造成・建設）※設計施工一括発注による		新施設 共用開始
建設	施設規模・ 配置基本計画		造成設計等 (プロポーザル 準備等含む)						

5. 其他のごみ処理に関し必要な事項

(1) 不法投棄対策

町内の不法投棄発生件数は、周辺自治体に比して少ない件数にとどまっています。引き続き、県との合同パトロールの定期的な実施や、看板の設置等の対応を実施していくほか、警察への通報を通して再発の防止を図っていきます。

また、資源ステーションへのポイ捨てや不適正利用による放置ごみについては、町による回収等の対応もさることながら、不適正利用がされにくい資源ステーションを目差し、効果的な対応の検討・実施等、町内会・自治会等との協働により進めていきます。

(2) 環境教育の充実

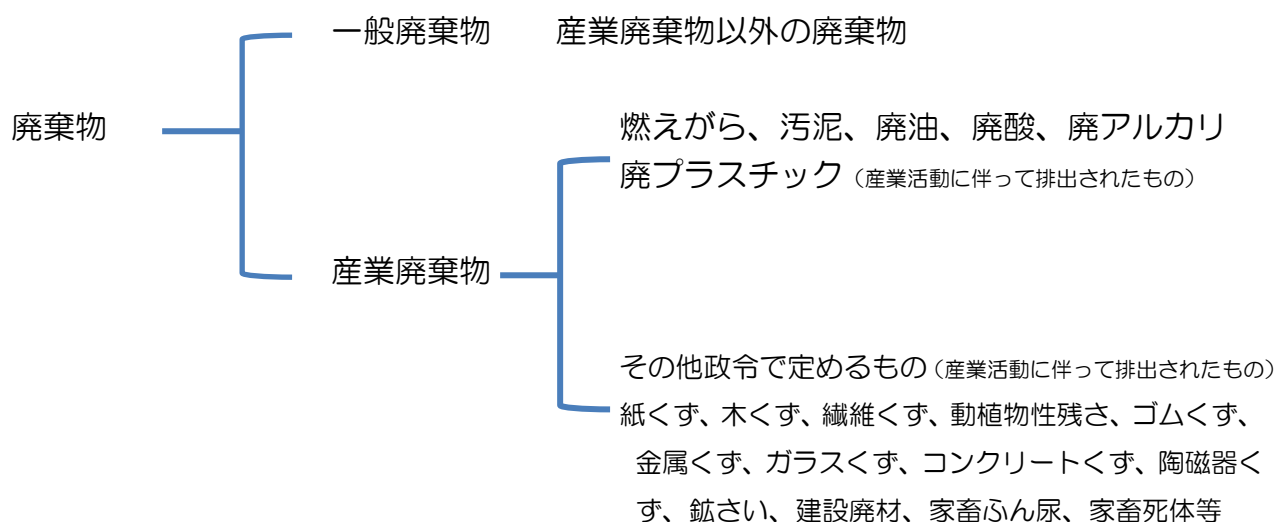
ゼロ・ウェイストのまち葉山の実現に向けて、将来の世代に渡ってその理念が根付き、取り組みが推進・継承されるよう、将来を担う子どもたちに、学校教育の段階からごみの資源化・減量化の大切さを伝える環境教育の充実を図ります。

## 巻末資料

### 1. 用語の解説（ページは初出を記載しています）

#### ■廃棄物の分類（P1）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において廃棄物は、次のとおり指定されています。大まかに分類すると、一般廃棄物は、日常的に家庭から排出される廃棄物で、産業廃棄物は、事業者が事業活動に伴って排出する廃棄物です。産業廃棄物は、法律・政令で具体的な廃棄物が指定されています。



#### ■事業系一般廃棄物（P4）

本計画でいう事業系一般廃棄物は、事業系燃やすごみと事業系植木剪定枝をいいます。

#### ■最終処分（P5）

不燃残渣や焼却灰を埋立て処分することをいいます。

#### ■中間処理（P7 図中）

収集したごみや資源物を焼却、分解、選別、圧縮、梱包するなど、最終的な処理の前の段階で処理を行うことをいいます。

#### ■ストックヤード（P17）

ごみや資源物などを一時的に保管する場所をいいます。

#### ■ダイオキシン類（P17）

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年7月公布）においては、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポ

リ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）をダイオキシン類と定義しています。

ダイオキシン類は、環境中に広く存在しており、その量は微量ですが、強い毒性を持つと考えられています。主としてものを燃やすところから発生し、炭素、酸素、水素、塩素が熱せられるような過程で自然にできてしまう副生成物であり、研究目的で作られる以外には、意図的に作られることはありません。

主な発生源は、ごみの焼却ですが、他にもたばこの煙や、自動車の排出ガスなど様々な発生源があります。ごみ焼却施設は、ダイオキシン類の発生を最小限にするとともに、環境中の拡散を防止する性能を有することが必須となっています。

### ■少量排出事業所（P21）

1日に発生するごみ等の発生量が少量（一般家庭と遜色の無い量）の事業所で、町に届出を行っている事業所をいいます。事業所のごみは、本来自ら処理を行わなければなりません。少量排出事業所は、家庭系ごみと同様にごみを排出することができます。

### ■リデュース（発生抑制）（P4）

そもそもごみが発生しないようにすることです。使い捨て製品の使用回避などがあげられます。

例えば、マイバック持参によるレジ袋の発生抑制、水筒を利用することによるペットボトル等の発生抑制、簡易包装による包装材の発生抑制などが一例です。

### ■リユース（再使用）（P4）

一度使用した物を、そのままの形で、あるいは形を変えて再び使用することです。不用品を交換したり、工夫して活用することがあげられます。

例えば、バザーを利用する、古くなったシャツや歯ブラシを掃除に使う、裏紙を使うなどが一例です。本町では、リユースを促進するため、リサイクル掲示板、くるくる市を実施しています。

### ■リサイクル（再資源化）（P4）

製品化された物を、再び新しい製品の原料として利用することです。

例えば、びんからびんを作る、新聞から再生紙を作る、金属類から鉄骨を作るなどが一例です。

### ■27分別（P25）

本町におけるごみと資源物の分別区分は、1. 燃やすごみ、2. 容器包装プラスチック、3. プラスチックごみ、4. アルミ缶、5. スチール缶、6. 金属製調理器具、7. その他金属類、8. 紙パック、9. ミックスペーパー、10. 新聞、11. 雑誌、12. ダンボール、13. 古布・衣類、14. びん（無色透明）、15. びん（茶色）、16. びん（その他）、17. 白色トレイ、18. ペットボトル、19. 廃食油、20. 埋立ごみ、21. 小型電気製品、22. 蛍光灯・電球、23. 乾電池、24. スプレー缶・カセットボンベ、25. ライター、26. 植木剪定枝、27. 粗大ごみの計27分別です。

## ■RPF 燃料 (P26)

「RPF」とは Refuse Paper & Plastic Fuel の略称であり、マテリアルリサイクルが困難な古紙及びプラスチックを原料とした高カロリーの固形燃料です。RPF は、石炭やコークス等、化石燃料の代替として、大手製紙会社、鉄鋼会社、石灰会社など多くの産業で利用されます。

## ■マテリアルリサイクル (P26)

使用済み製品や生産工程から出るごみなどを回収し、利用しやすいように処理して、新しい製品の材料もしくは原料として使うことをいいます。

※本来、容器包装プラスチックである白色トレイを分別区分しているのは、流通している白色トレイは基本的に同じプラスチック素材を使用していることから、白トレイを分別することにより白色トレイに再生することができるためです。

## ■食品リサイクル法 (P27)

食品関連事業者などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により、最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料等としてリサイクルを図ることを目的とし、平成12年6月に公布されました。(施行：平成13年5月)

食品の売れ残りや食べ残し、製造・加工・調理の過程において生じたくずなどの食品廃棄物の発生抑制と再生利用のために、食品関連事業者などが取り組むべき事項が規定されています。

## ■食品ロス (P27)

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品。小売店での売れ残り・期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどが主な原因です。日本全体における年間の食品ロス量は約570万トン発生しており、そのうち約半分の約261万トンが家庭起因であると言われています。

## ■経済センサス (P29)

統計法（平成19年法律第53号）に基づいた基幹統計位置付けられた調査で、国が実施します。事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の実施のための母集団情報を整備することを目的とした調査です。

## ■トレンド法 (P29)

過去の動態、いわゆる傾向が、将来も同じように推移するという考え方による推計方法です。

## ■指定法人 (P39)

容器包装リサイクル法に基づき指定する再商品化業務を行う法人。現在は、財団法人日本容器包装リサイクル協会が指定されています。本町は、容器包装プラスチックの他、ペットボトル、びんを同協会に引渡しています。

## 2. 葉山町一般廃棄物審議会審議経過

審議期間 平成28年6月27日から平成28年11月28日まで

### ●第1回 平成28年6月27日

正副会長の互選、諮問、現・葉山町ごみ処理基本計画について、これまでのごみの資源化・減量化、適正処理等の取り組みについて、今後の審議会について

### ●第2回 平成28年7月27日

各項目の取り組みの方向性について

（1.基本理念・基本方針、2.ごみの減量化・資源化、3.事業系ごみ対策、4.ごみ・資源物の収集体制について、5.ごみ処理広域化について、6.クリーンセンターの整備について、各項目についての説明、説明に対する質疑、審議）

### ●第3回 平成28年9月12日

ごみ処理基本計画の見直しについて

（ごみ量将来推計について、組成分析結果について、資源化・減量化に向けた施策・取り組みについての説明、説明に対する質疑、審議）

### ●第4回 平成28年10月24日

答申案の検討について

その後 10月下旬から11月中旬  
往復書簡等により、答申案（素案）に対する意見の集約

### ●第5回 平成28年11月28日

答申案の確定について、答申



### 3. 葉山町一般廃棄物審議会委員

役 職		氏 名	職 等
会 長	委 員	やまや しゅうさく 山谷 修作	学識経験者 (東洋大学教授)
副会長	委 員	やなぎ しんいちろう 柳 新一郎	商工関係者 (葉山町商工会会長)
	委 員	にいくら ひろき 新倉 洋樹	商工関係者 ( (株) スズキヤ )
	委 員	いとう まさかつ 伊藤 正勝	町内会 (町内会連合会 美化部会長)
	委 員	みやがわ やすよ 宮川 康代	町民代表
	委 員	やまもと けいこ 山本 佳子	町民代表
	委 員	ひとみ たかし 人見 孝	神奈川県 (横須賀三浦地域県政総合センター 環境部長)

平成 29 年 3 月策定  
平成 31 年 3 月改訂  
令和 6 年 7 月改訂

改訂 葉山町ごみ処理基本計画  
令和 6 年 7 月発行  
編集発行 葉山町環境部環境課  
〒240-0192 葉山町堀内 2135  
TEL:046-876-1111 FAX:046-876-1717  
E-Mail: kankyou@hayama.kanagawa.jp